



# 府中町 第4次男女共同参画プラン

プランの基本理念

すべてのひとが きらめき 輝く あきふちゅう

サブテーマ

「わたしらしさ」を認め合おう



令和4(2022)年3月



府中町

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



## はじめに



府中町では、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現をめざすため、平成 19（2007）年の男女共同参画プランの策定から 3 次にわたってプランを策定し、施策に取り組んでまいりました。

今日では、平成 27（2015）年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や国連サミットで採択された S D G s（Sustainable Development Goals）の 5 番目の目標「ジェンダー平等の実現」などを契機として、社会全体であらゆる分野への女性の進出を推進する気運も高まり、女性の就業率も緩やかではありますが増加傾向にあり、かつ、過去からの慣習となっている男女の固定的な役割分担の解消の重要性が認知されてきている状況となっています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行によって、社会のあり方は急激に変化し、A I の進歩や I C T 社会の進展が加速しテレワークなどの働き方改革が進む一方で、飲食業やサービス業で非正規雇用労働者の生活が困窮し、また、長期的な外出自粛によるストレスなどにより家庭内の D V が増加するなど、男女に限らず社会の格差が改めて浮き彫りとなっています。

このような中、男女に限らず多様性を尊重し、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成することが、これまで以上に重要であると考えております。

本町では、こうした社会情勢の変化や第 3 次プランの成果と課題を踏まえ、令和 8（2026）年度を目標年度とする「府中町第 4 次男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランでは、男女に限らない性の多様性への尊重、女性活躍推進、D V 防止を含め、「すべてのひとが きらめき 輝く あきふちゅう」を基本理念に男女共同参画社会の実現を推進してまいります。

本プランの推進には、住民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要です。皆様には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プラン策定に当たり、熱意をもって広範な分野にわたり真摯に協議を重ね、ご提案をいただきました「府中町男女共同参画推進懇話会」委員の皆様、アンケート調査及び意見聴取などを通じて貴重なご意見をいただきました住民や事業者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和 4（2022）年 3 月

府中町長 佐藤 信治

# ～ 目 次 ～

<b>第1章 プランの策定に当たって</b>	<b>1</b>
1 プラン策定の社会的背景	1
2 プラン策定の趣旨	1
3 男女共同参画社会について	2
4 男女共同参画に関する社会の動き	3
5 広島県の動き	6
<b>第2章 プランの概要</b>	<b>7</b>
1 プランの位置付け	7
2 プランの期間	8
3 プランの策定体制	8
<b>第3章 当町の現状と課題</b>	<b>9</b>
1 数字で見る男女共同参画を取り巻く現状	9
2 第3次プランにおける取り組みの内容と課題の整理	19
3 アンケート等から読み取れる現状と課題	27
<b>第4章 プランの基本理念と基本目標</b>	<b>34</b>
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 プランの体系	36
<b>第5章 具体的施策</b>	<b>37</b>
基本目標1 男女共同参画への意識づくり	37
基本目標2 仕事と暮らしの充実（女性活躍推進計画）	40
基本目標3 安心して暮らせる環境の整備	43
基本目標4 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備	47
<b>第6章 計画の推進体制</b>	<b>48</b>
1 計画の周知・住民意識の反映	48
2 府中町男女共同参画推進懇話会における取り組み内容の点検	48
3 P D C A サイクルによるプランの進行管理	48
<b>資料編</b>	<b>49</b>
1 策定経過	49
2 府中町男女共同参画推進懇話会	50
3 アンケート調査結果概要	52
4 関係法令	56
5 用語解説	78

# 第1章 プランの策定に当たって

## 1 プラン策定の社会的背景

我が国では、総人口の減少、少子高齢化の急速な進行により、労働力人口の維持や生産性の向上などが大きな社会的課題となっており、そのための働き方改革の推進や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく女性の活躍に視点を置いた取り組みが積極的に進められています。また、ICT（情報通信技術）の進化をはじめ、AI（人工知能）やIoT（モノとインターネットのつながり）といった先端技術の急速な進展は、人々の日常生活にも大きな変化をもたらしています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大による、テレワークや時差出勤といった働き方の変化に加え、在宅時間の増加やそれに伴う社会的孤立などを背景に、家庭内でのDVや虐待被害などが危惧されています。特に、近年の児童虐待の事例分析においては、実母がドメスティック・バイオレンス（DV）の被害を受けていた経験が多いなど、児童虐待とDVには密接な相関があることも分かってきました。

男女共同参画への取り組みには、これまでとは異なる新たな対策が必要となっています。

さらに、近年、各地で頻発する大規模災害を踏まえ、防災の場における男女共同参画の更なる推進をはじめ、SDGsの達成に向けたジェンダー平等の実現を図るなど、世界的な潮流において、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

男女共同参画の取り組みの推進に当たっては、このような社会情勢の動きを踏まえ、多様な発想による取り組みと、そのための分野横断的な視点がより一層必要となっています。

## 2 プラン策定の趣旨

当町では、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村男女共同参画計画として、平成8（1996）年に「府中町女性行動プラン」を策定し、平成19（2007）年に「府中町男女共同参画プラン」、平成24（2012）年に「府中町第2次男女共同参画プラン」を策定しました。

そして、その後の国や県の動向及び社会情勢の変化等を踏まえて、平成29（2017）年3月に「きらめこう！ひと・まち・未来 ～学びあい 支えあい 活力あるまち～」を目標とする「府中町第3次男女共同参画プラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定しました。

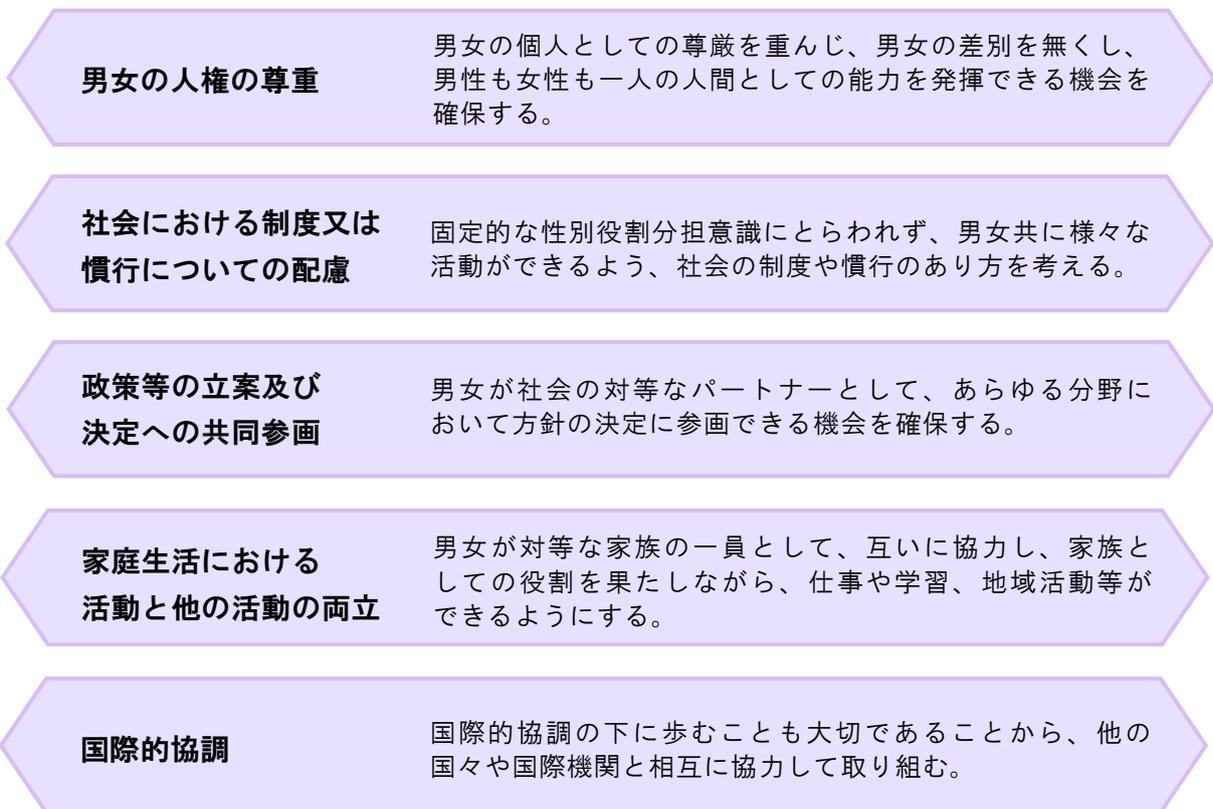
第3次プランの計画期間が令和3（2021）年度までとなっているため、これまでの取り組みについて総合的な点検・評価を行い、新たに令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とする「府中町第4次男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

### 3 男女共同参画社会について

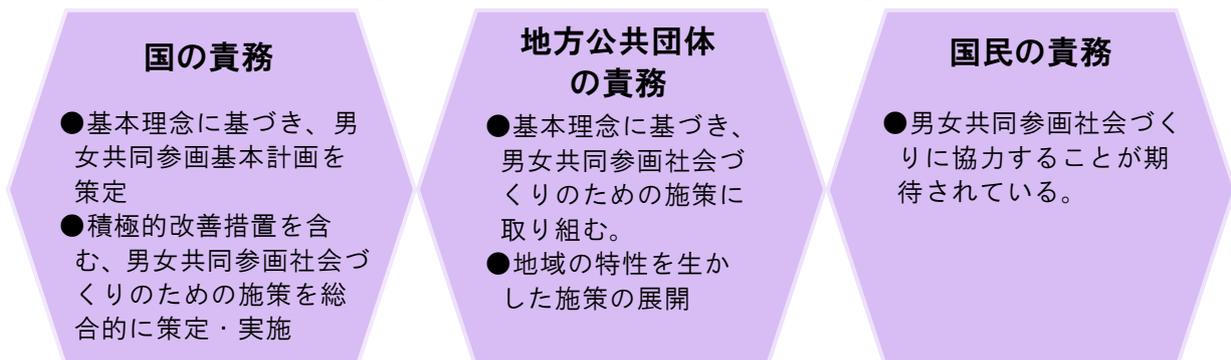
男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。この考え方にに基づき、5つの基本理念を掲げ、性別にとらわれることなく、あらゆる分野で活躍できる社会づくりが、そのめざす方向とされています。

本プランは、この基本理念に基づき、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現を目的としています。

#### 【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念※】



#### 【国・地方公共団体及び国民の役割※】



※「男女共同参画社会基本法」及び内閣府男女共同参画局ホームページより作成

## 4 男女共同参画に関する社会の動き

### 1 「政治」「経済活動」分野における日本の男女格差

我が国は、令和3（2021）年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数<sup>※</sup>」で156か国中120位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い順位となっています。毎回、北欧諸国が上位を占め、過去の指数の推移をみても我が国は常に低い順位となっています。この理由としては、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

#### 【ジェンダー・ギャップ指数】

(156か国中の順位)	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1位)	0.846	0.999	0.964	0.760	0.892
フィンランド(2位)	0.806	1.000	0.970	0.669	0.861
ノルウェー(3位)	0.792	1.000	0.964	0.640	0.849
↓					
英国(23位)	0.716	0.999	0.966	0.419	0.775
↓					
米国(30位)	0.754	1.000	0.970	0.329	0.763
↓					
韓国(102位)	0.586	0.973	0.976	0.214	0.687
↓					
中国(107位)	0.701	0.973	0.935	0.118	0.682
↓					
日本(120位)	0.604	0.983	0.973	0.061	0.656

資料: The Global Gap Report 2021

※ スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

## 2 国の動き

### (1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12(2000)年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後、平成27(2015)年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。さらに、令和2(2020)年12月には「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」においては、経済や社会環境、国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、めざすべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

#### 【第5次男女共同参画基本計画におけるめざすべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※ 本プランとSDGsとの関係（参考）

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けてめざすべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現をめざすものです。

本プランにおいては、これらの目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」が関連する分野となっています。

本プランにおいては、このグローバルな視点も踏まえて策定します。



## **(2) 女性活躍推進法に基づく計画の策定**

平成 28（2016）年4月に施行された「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供をはじめ、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備、女性の職業生活と家庭生活との両立に関する本人の意思の尊重といった、3つの基本原則が示されています。

国においては「女性活躍推進法」の規定に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。また、平成 30（2018）年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標などを定め、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。令和元（2019）年5月の改正では、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などが定められました。

## **(3) 配偶者暴力防止に向けた取り組みの推進**

平成 13（2001）年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）は、平成 25（2013）年の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされました。また、令和元（2019）年の一部改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化が図られ、被害者の同伴家族も保護の適用対象となりました。

## 5 広島県の動き

広島県においては、令和2（2020）年度に広島県男女共同参画基本計画（第5次）として「わたらしい生き方応援プランひろしま ～性別にかかわらず多様な選択ができる社会を目指して～」が策定されました。

この計画では、「性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現」をめざす将来像として、「仕事と暮らしの充実」「男女双方の意識改革」「安心して暮らせる環境の整備」「推進体制の整備等」の4つの領域をめざす姿と定めて、様々な取り組みを進めています。

### 【広島県男女共同参画基本計画(第5次)「わたらしい生き方応援プランひろしま」】

めざす将来像	性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現
--------	--

特に注力するポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 性別にかかわらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり</li> <li>② 性別にかかわらず自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革</li> <li>③ 性の多様性の尊重と県民理解の促進</li> </ul>
------------	---

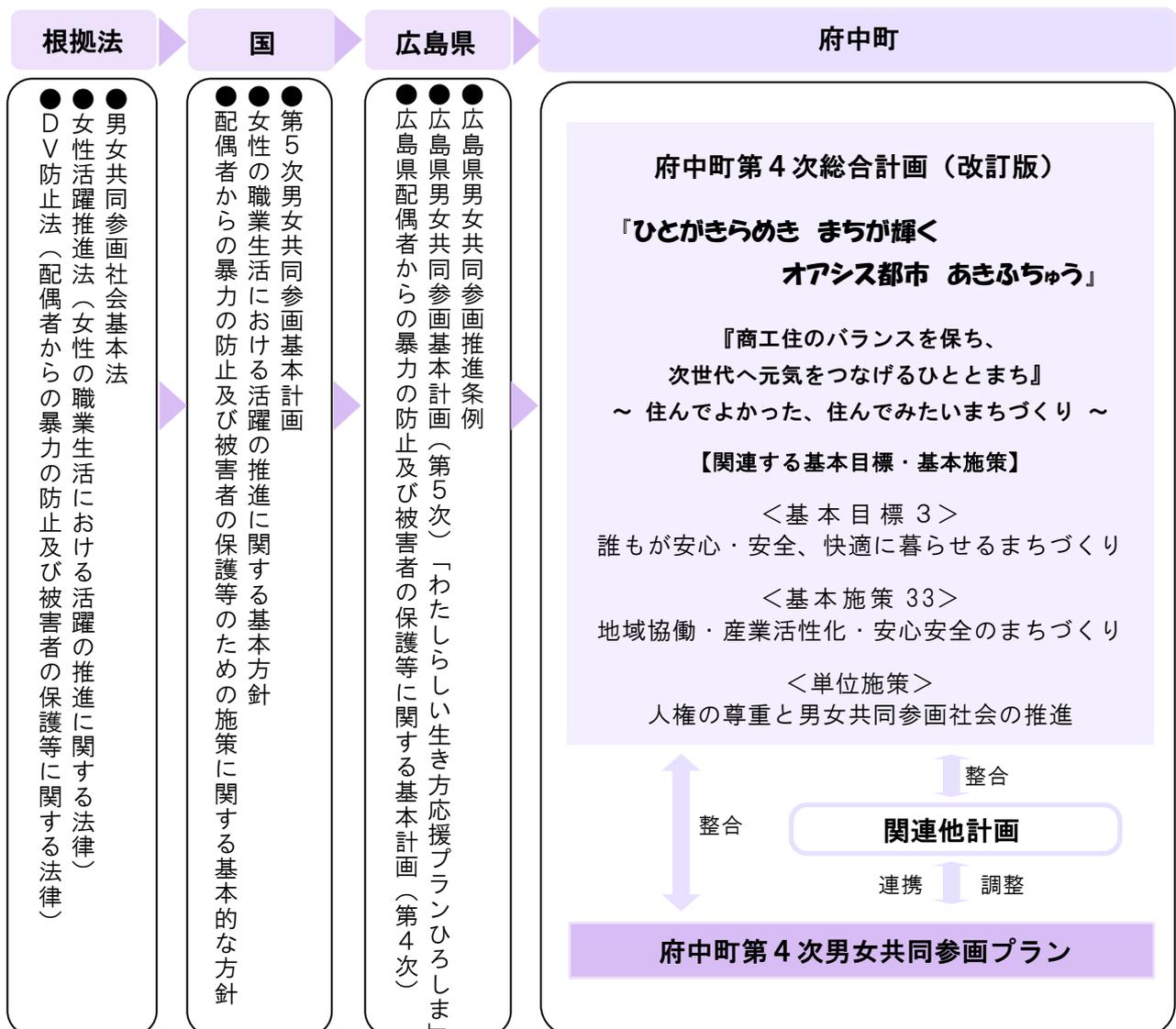
領域	基本となる施策の方向
I 仕事と暮らしの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり</li> <li>2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり</li> <li>3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現</li> </ul>
II 男女双方の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 性差に係る固定的な意識の解消</li> <li>2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成</li> </ul>
III 安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援</li> <li>2 性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認にかかわらず安心して暮らせる環境づくり</li> </ul>
IV 推進体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市町や様々な団体等との連携強化</li> <li>2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映</li> </ul>

## 第2章 プランの概要

### 1 プランの位置付け

平成28(2016)年度に策定した第3次プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)」及び「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付け、「府中町第4次総合計画」との整合を図るとともに、他の個別計画と連携した計画となっています。

第3次プランの計画期間が令和3(2021)年度となっているため、国及び県の動向や社会情勢の変化並びにアンケート調査等による住民の意向を反映した上で、本プランを策定します。



## 2 プランの期間

---

本プランの計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、当町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

## 3 プランの策定体制

---

### 1 府中町男女共同参画推進懇話会

本プランの策定に当たっては、学識経験者をはじめ女性団体や地域、職域の関係者から構成される「府中町男女共同参画推進懇話会」に諮ります。

### 2 アンケート調査の実施

プランの策定に当たり、当町在住の18歳以上の住民及び町内の中学校に在籍する中学3年生を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	府中町第4次男女共同参画プラン 策定のための アンケートによる実態調査について	府中町第4次男女共同参画プラン 策定のための アンケートによる意識調査(中学生)
調査対象	町内在住の18歳以上の住民	町内の中学校に在籍する中学3年生
調査方法	郵送配布・郵送回収及びWebによる回収	学校配布・学校回収
調査時期	令和3(2021)年5月	令和3(2021)年5月
配布数	無作為抽出 1,200人	全数 380人
有効回収数	郵送回収:459人 Web回収:104人 合計:563人	合計:356人
有効回収率	46.9%	93.7%

### 3 事業所アンケート調査の実施

町内の従業員30人以上の事業所を対象とした事業所アンケート調査を実施し、職場における男女共同参画の進捗状況を把握し、本プラン策定のための基礎資料としました。

### 4 パブリックコメント

パブリックコメント（意見募集）を実施することにより、住民から広く意見を募りました。

# 第3章 当町の現状と課題

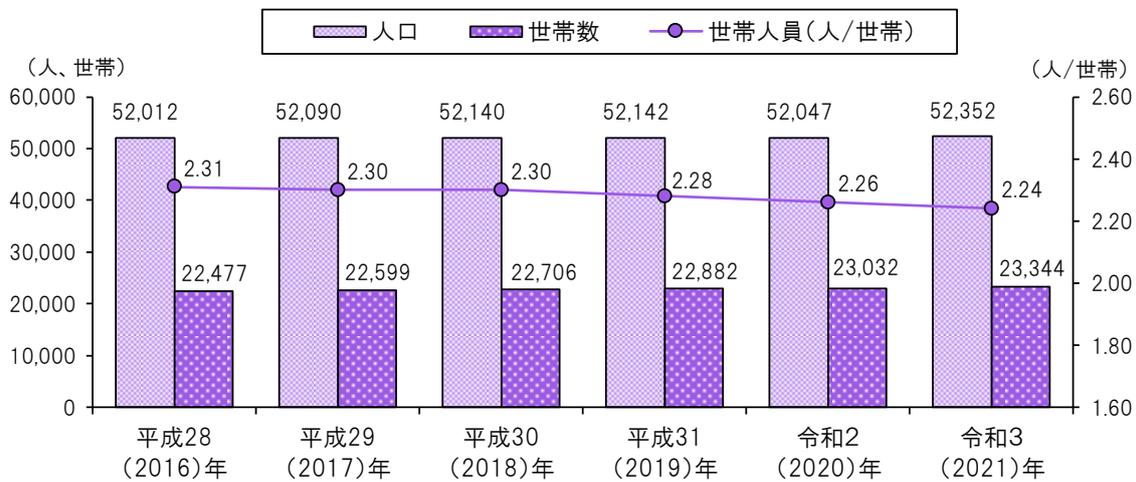
## 1 数字で見る男女共同参画を取り巻く現状

### 1 人口等の現状

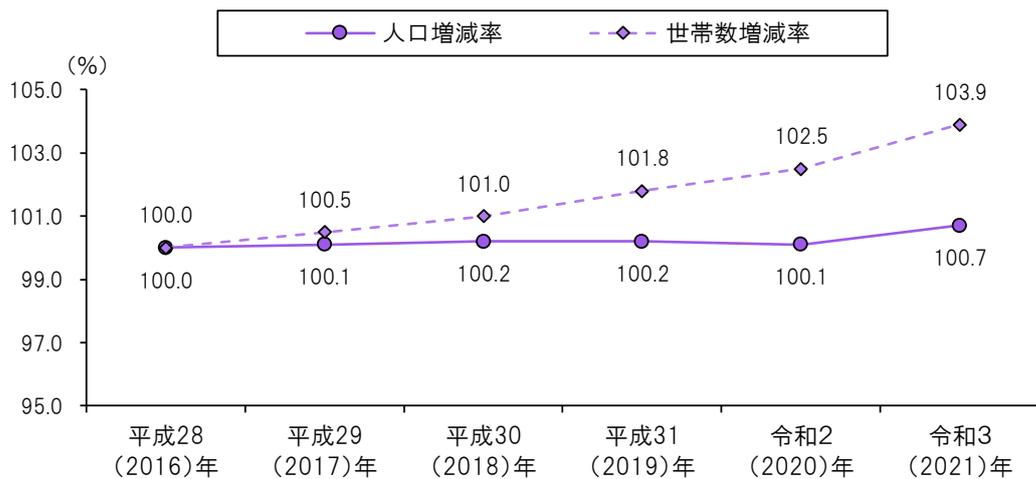
#### (1) 人口・世帯数の推移

人口は、おおむね横ばいで推移しており、令和3（2021）年4月1日現在 52,352 人となっています。世帯数は近年、増加傾向にあり、1世帯当たりの人口を示す世帯人員は、平成28（2016）年の2.31人から令和3（2021）年で2.24人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成28(2016)年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (2) 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は、出生数が死亡数を上回り、プラスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」については、町外への転出者数が町内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和2（2020）年では、合計139人の人口減少となっています。

### 【人口動態】

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	(g)
平成30(2018)年	546	476	70	2,567	2,481	86	156
令和元(2019)年	475	435	40	2,425	2,529	-104	-64
令和2(2020)年	502	420	82	2,233	2,454	-221	-139

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

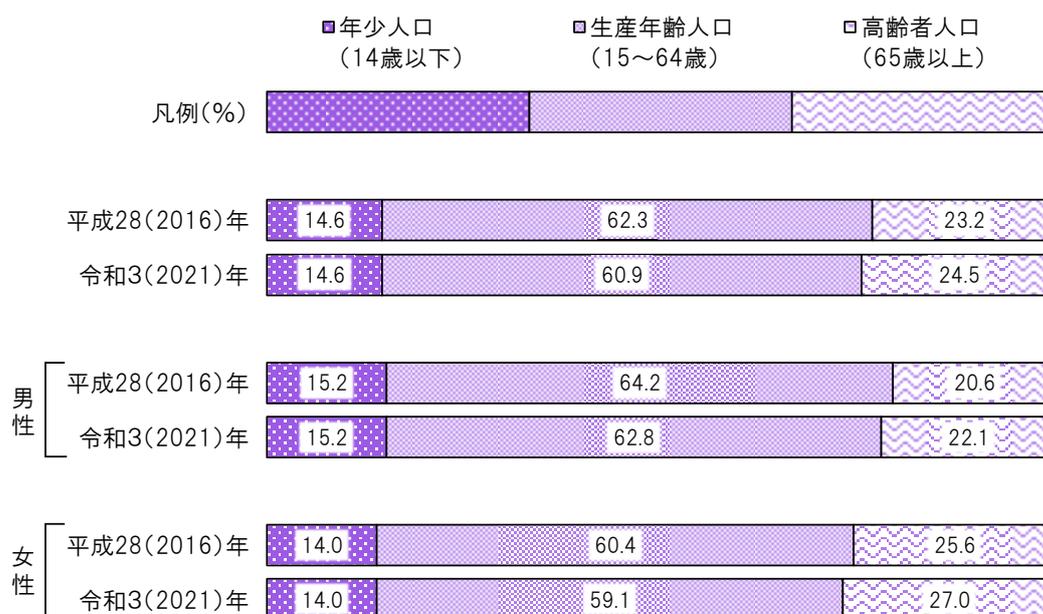
資料：広島県人口移動統計調査報告

## (3) 年齢別人口構成

年齢別人口をみると令和3（2021）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が14.6%、「生産年齢人口（15～64歳）」が60.9%、「高齢者人口（65歳以上）」が24.5%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成28（2016）年の23.2%から令和3（2021）年で24.5%と増加しており、男性に比べて女性の高齢化率が高くなっています。

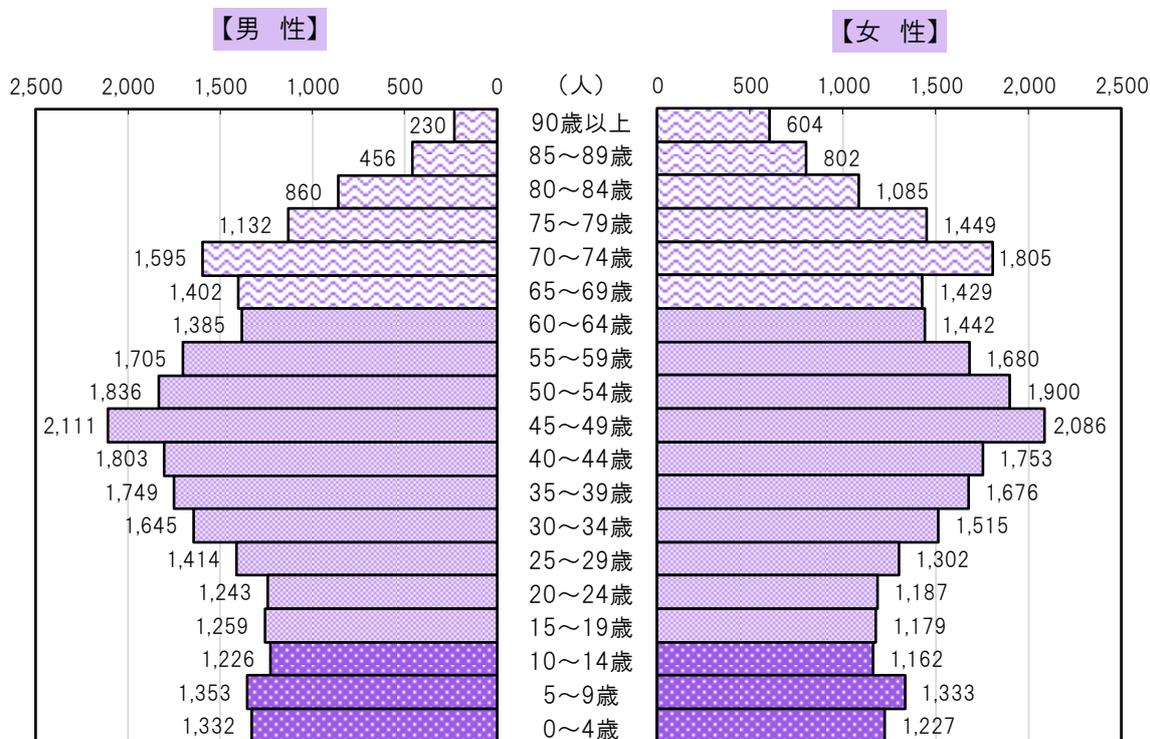
### 【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に40歳台後半の「団塊ジュニア層」及びその親世代である70歳台前半のいわゆる「団塊の世代」が、当町の人口のボリュームゾーンとなっています。また、70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

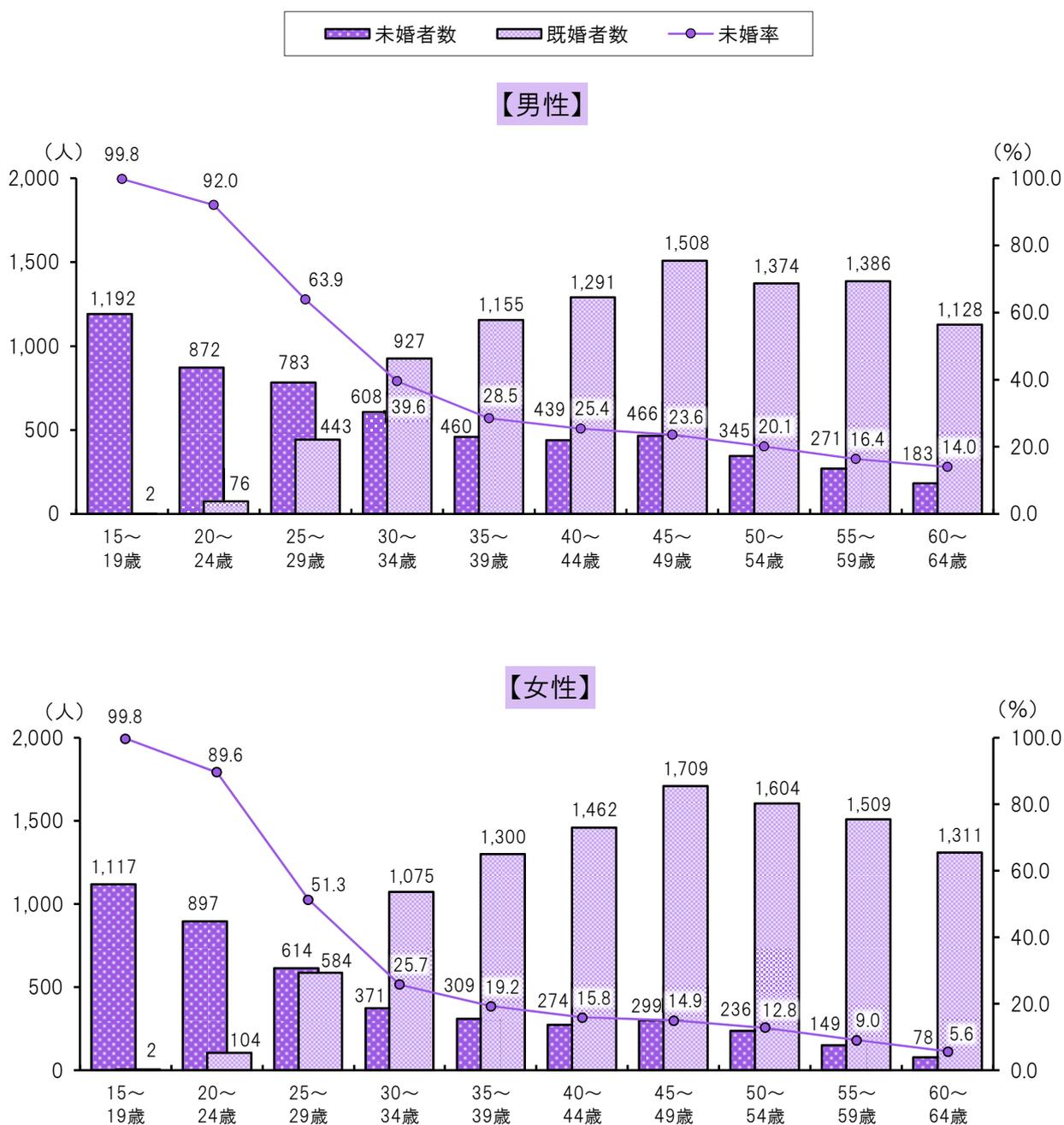


資料：住民基本台帳(令和3(2021)年4月1日現在)

## 2 婚姻の状況

未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男女共に、20歳台後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳台前半になると大きく逆転することから、30歳台が婚姻の中心的年齢層であることがわかります。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

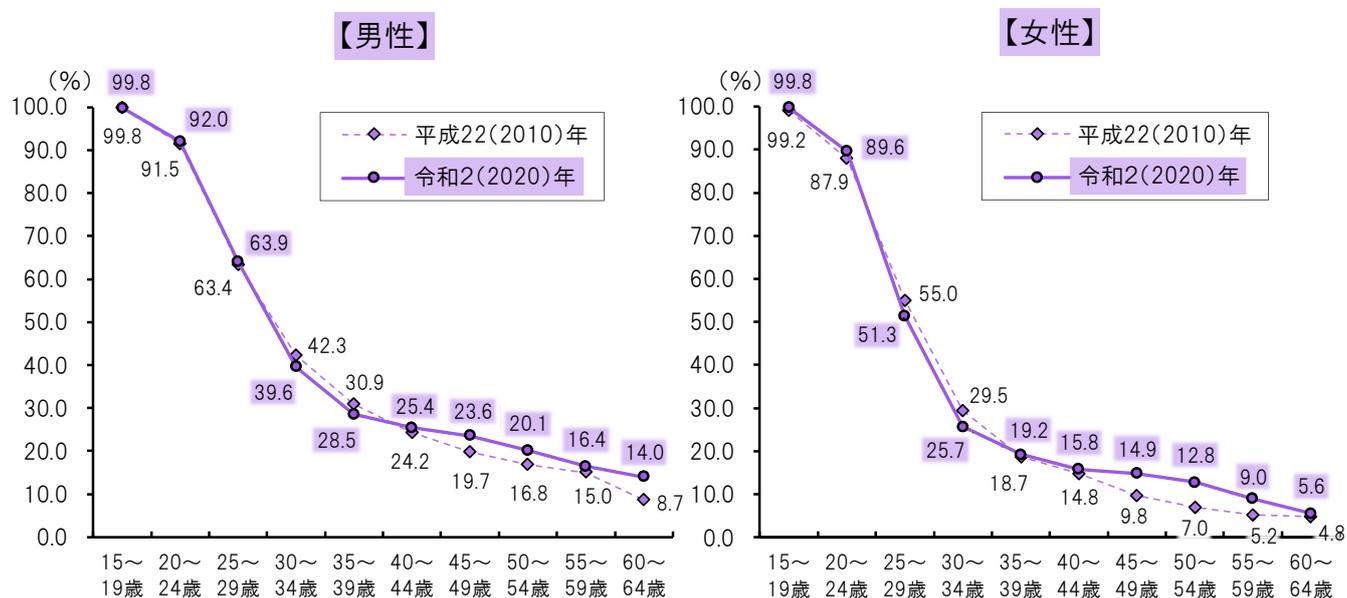


注: 令和2(2020)年国勢調査については令和3(2021)年11月現在で公表されている数値を基に記載しているが、公表されていない数値は平成27(2015)年以前の国勢調査の数値となっている。

資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

未婚率は、平成 22（2010）年と比べ、男女共に増加しています。

【未婚率（経年比較）】



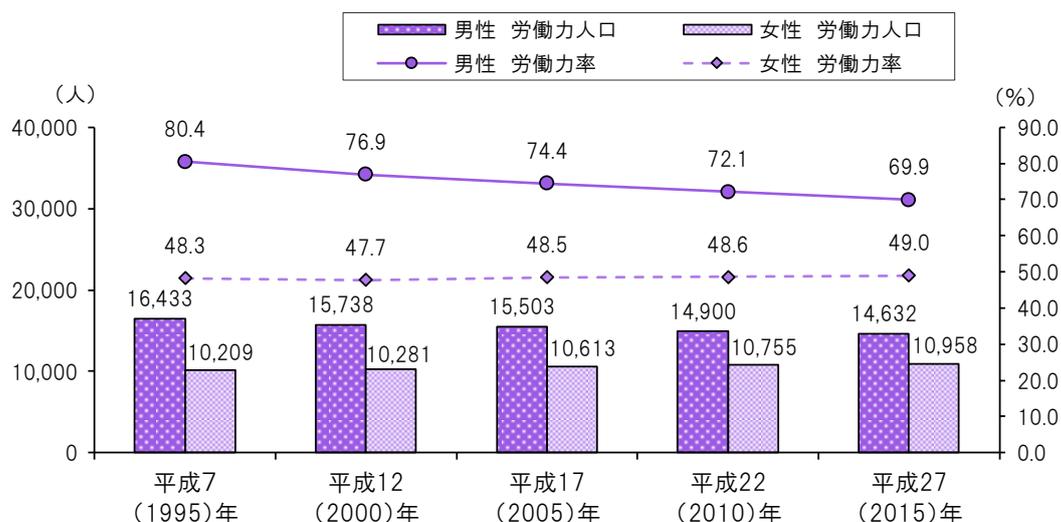
資料：国勢調査

### 3 就労状況

#### (1) 労働力人口

15 歳以上の労働力人口をみると、男性は減少傾向にあります。女性は増加しています。

【労働力人口・労働力率の推移】

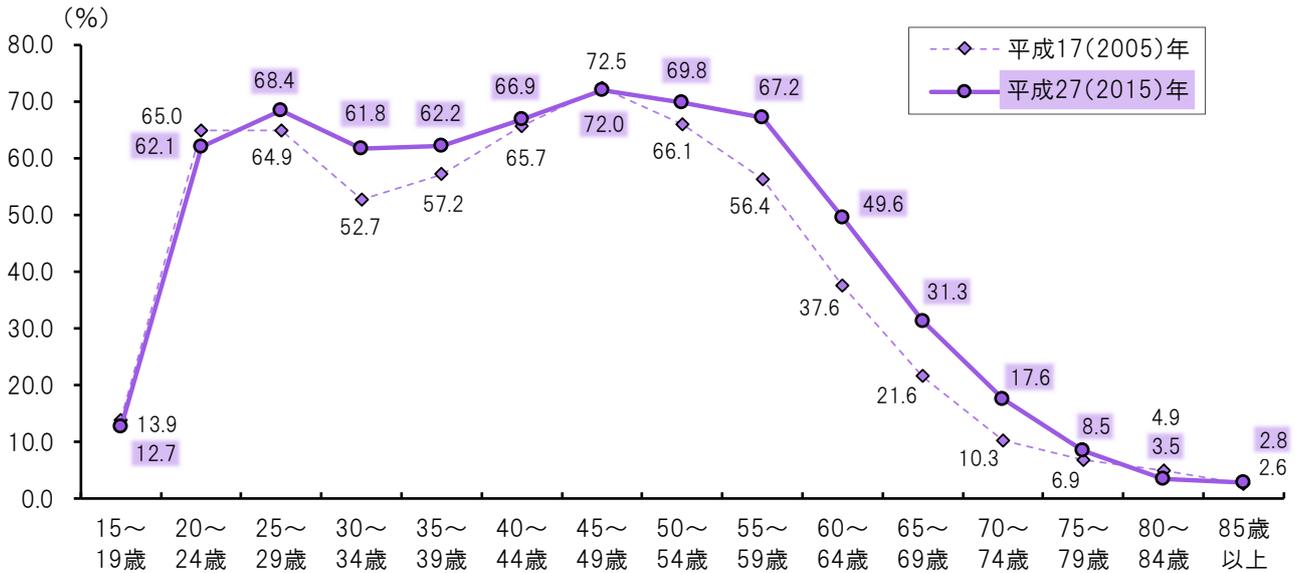


資料：国勢調査

## (2) 女性の就業率

平成 27 (2015) 年における当町の女性の就業率をみると、平成 17 (2005) 年に比べ増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また、平成 17 (2005) 年では、30 歳台の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、平成 27 (2015) 年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

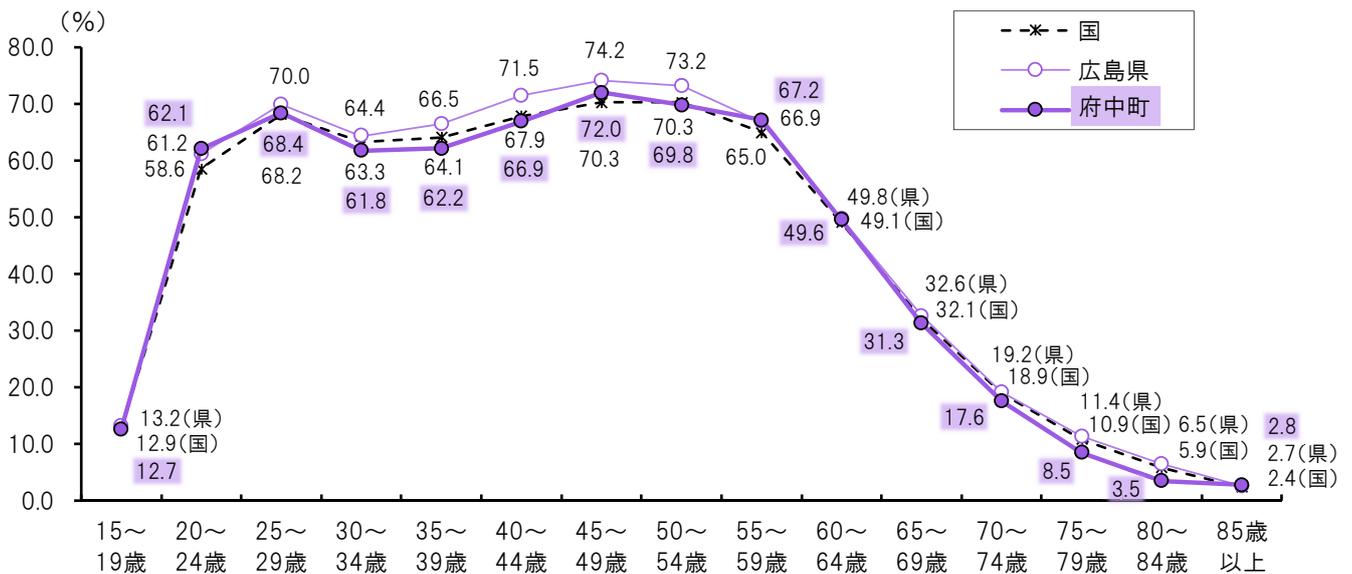
【女性の就業率（経年比較）】



資料: 国勢調査

30~50 歳台前半における当町の女性の就業率は、広島県の平均を下回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】



資料: 国勢調査(平成 27(2015)年)

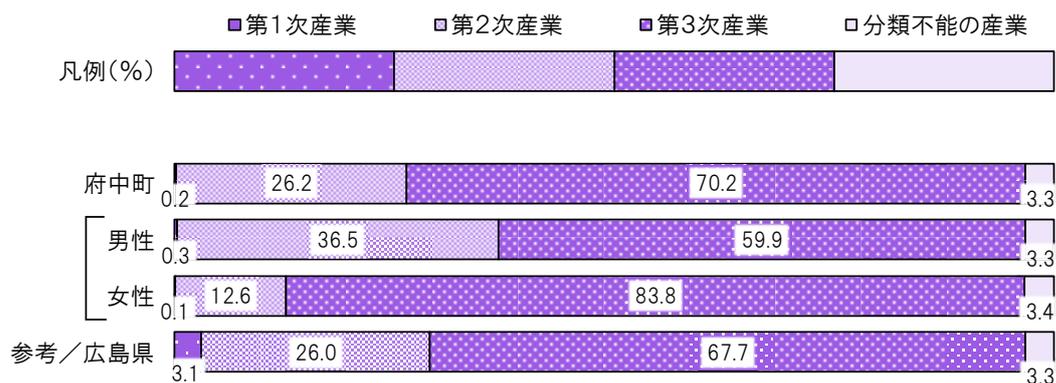
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳台前半を谷とし、20 歳台後半と 30 歳台後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

### (3) 産業別就業者構成比

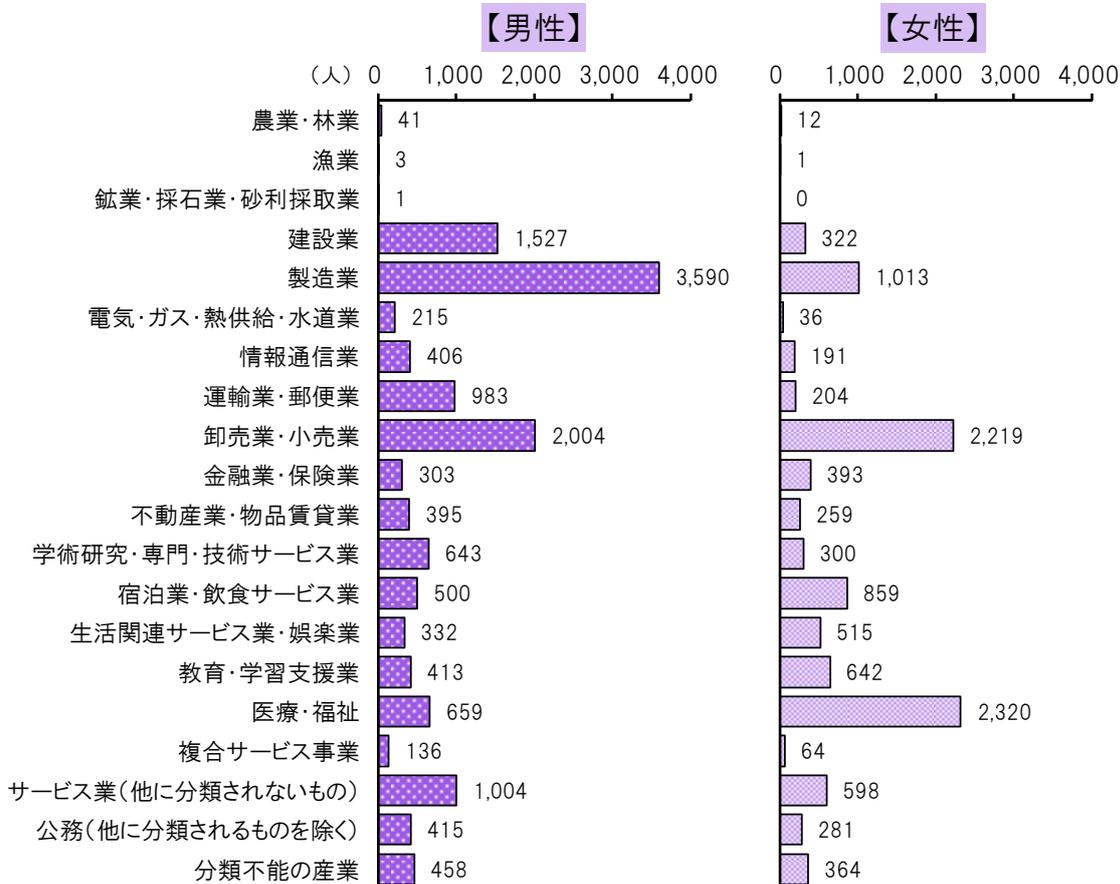
産業別就業者構成比をみると、平成 27（2015）年では第 1 次産業の割合が 0.2%、第 2 次産業が 26.2%、第 3 次産業が 70.2%となっています。広島県全体と比べ、第 3 次産業の割合がやや高くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



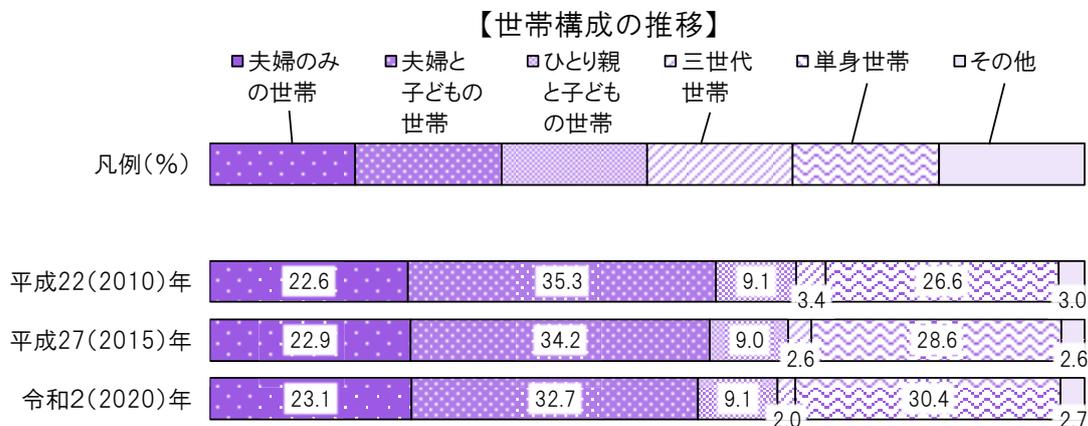
【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

## 4 世帯構成の推移

世帯構成について、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの推移で見ると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。



資料: 国勢調査

## 5 ひとり親家庭の状況 (20歳未満の子どもがいる世帯)

20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2(2020)年では323世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

### 【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	374	364	323
母子世帯数	328(87.7%)	318(87.4%)	283(87.6%)
父子世帯数	46(12.3%)	46(12.6%)	40(12.4%)

資料: 国勢調査

## 6 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて増加しており、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加が目立っています。

### 【高齢者世帯数の推移】

	平成27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	21,095	100.0	21,595	100.0	2.4
65歳以上の高齢者のいる世帯	7,690	36.5	8,156	37.8	6.1
高齢者単身世帯	2,203	10.4	2,508	11.6	13.8
高齢者夫婦世帯	2,251	10.7	2,440	11.3	8.4
高齢者同居世帯	3,236	15.3	3,208	14.9	-0.9

資料: 国勢調査

## 7 教育・保育施設の入所状況

保育施設は、令和2（2020）年、令和3（2021）年に各1園増え、令和3（2021）年4月1日現在で11園あり、入所児童数は、近年、増加傾向にあります。

幼稚園は、令和3（2021）年5月1日現在で5園、認定こども園は1園となっており、幼稚園の入園児童数は減少傾向となっています。

### 【保育施設の現状】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
施設数(園)	8	8	9	9	10	11
定員(人)	979	989	1,028	1,028	1,043	1,163
入所児童数(人)	1,061	1,079	1,101	1,101	1,146	1,167
施設充足率(%)	108.4	109.1	107.1	107.1	109.9	100.3

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

### 【幼稚園の現状】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
施設数(園)	5	5	5	5	5	5
入園児童数(人)	927	993	962	897	877	893

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

### 【認定こども園の現状】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
施設数(園)	1	1	1	1	1	1
入園児童数(人)	134	146	154	157	144	143

注：児童数は府中町の児童のみ集計

資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

## 8 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

令和2（2020）年4月現在における、当町の審議会等における女性委員の比率は36.5%、一般行政職における女性管理職の比率は18.8%と、全国市区町村平均や広島県市町平均を上回っています。

【審議会等女性委員及び職員女性管理職（課長相当職以上）の割合】

	審議会等委員数*			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
広島市	1,243	373	30.0	467	57	12.2
呉市	726	167	23.0	181	11	6.1
竹原市	300	69	23.0	26	5	19.2
三原市	614	164	26.7	65	5	7.7
尾道市	523	147	28.1	72	16	22.2
福山市	989	240	24.3	208	26	12.5
府中市	406	99	24.4	53	5	9.4
三次市	318	99	31.1	67	14	20.9
庄原市	286	59	20.6	44	2	4.5
大竹市	272	51	18.8	35	5	14.3
東広島市	537	176	32.8	129	16	12.4
廿日市市	484	102	21.1	119	30	25.2
安芸高田市	415	135	32.5	57	7	12.3
江田島市	317	79	24.9	28	4	14.3
府中町	252	92	36.5	32	6	18.8
海田町	183	52	28.4	37	11	29.7
熊野町	137	36	26.3	29	3	10.3
坂町	290	85	29.3	21	3	14.3
安芸太田町	232	49	21.1	26	6	23.1
北広島町	289	82	28.4	23	3	13.0
大崎上島町	273	82	30.0	10	0	0.0
世羅町	267	76	28.5	17	3	17.6
神石高原町	145	21	14.5	18	6	33.3
広島県市町平均	—	—	26.7	—	—	13.8
全国市区町村平均	—	—	27.1	—	—	12.4

※地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
(令和2(2020)年4月1日現在)

## 2 第3次プランにおける取り組みの内容と課題の整理

当町では、第3次プランに基づき、周知・啓発などの取り組みをはじめ、男女共同参画に係る様々な事業を実施してきました。それらの取り組みは、広報や啓発だけでなく学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、庁内の多様な分野にわたっています。

当町では、第3次プランに基づいて実行しているこれらの取り組みについて、毎年度、進行の点検・評価による検証を行い、問題点や課題をその後の取り組みに反映させることとしています。

ここでは、第3次プランにおける事業の進捗状況を踏まえ、今後の取り組みの課題について要点を整理しました。

### 1 男女共同参画社会の普及・啓発の推進

施策の方向	<b>(1) 男女共同参画社会実現に向けた広報・啓発の推進</b>
具体的施策	・ 男女の固定的性別役割分担意識の解消と意識改革の推進
具体的施策の実施内容	・ 男女の固定的性別役割分担意識の解消と意識改革を推進するため、各種講座等を開催するほか、関係機関が開催するセミナー等に関する情報を町広報紙等により提供し、啓発を行いました。
今後の課題	・ 町の取り組みだけで評価できる指標ではないが、町としても引き続き各世代に応じた効果的な学びの機会・啓発活動が必要 ・ 男女共同の視点に立ったタイムリーな社会的テーマでの講演会・セミナーの開催が必要

### 2 メディアにおける男女共同参画の推進

施策の方向	<b>(1) あらゆるメディアを活用した男女共同参画の推進</b>
具体的施策	・ 広報紙やホームページなどを活用した男女共同参画の推進 ・ 男女共同参画に関する住民からの意見・要望の収集
具体的施策の実施内容	・ 町広報紙やホームページ、プレスリリースなどを通し、情報を提供することにより、積極的に男女共同参画社会の実現に向けた啓発記事等の掲載を行いました。 ・ 役場窓口、町のホームページ（ご意見ボックス）等により、広く住民からの意見の収集を行いました。

施策の方向	<b>(2) 男女共同参画の視点に立った表現の徹底</b>
具体的施策	・ 表現全般における男女共同参画の視点の徹底
具体的施策の実施内容	・ 男女共同参画社会の実現のために「表現の手引き」を職員に周知し、町の印刷物作成の際に男女共同参画の視点を取り入れた表現にするよう努めました。
施策の方向	<b>(3) 性・暴力表現からの青少年の保護</b>
具体的施策	・ 性表現、暴力表現から青少年を守る取り組み
具体的施策の実施内容	・ 不適切な表現のある媒体から青少年を保護するために、「エソール広島」の取り組みに関するパンフレットや「性暴力被害」に関するポスター、リーフレット等を配布したり、警察官を講師に迎え、家庭におけるフィルタリングの普及や地域における有害環境の浄化に関する講演会を行うなど情報提供を行いました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSの普及により、性被害が若年化の傾向があるため、チラシやポスター等、性暴力被害に関する情報を、町内各学校や施設内など、特に若い世代やその保護者の目が届く場所での啓発・注意喚起を行うことが必要</li> <li>・ 町職員向けの「表現の手引き」は作成から10年が経過。今後は社会情勢の変容に併せた定期的な見直しと、職員への周知が必要</li> <li>・ SNSを利用した普及啓発が必要</li> </ul>

### 3 教育・学習における男女共同参画の推進

施策の方向	<b>(1) 家庭における男女共同参画に関する教育・学習の推進</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別にとらわれない子育ての支援</li> <li>・ 父親の育児参加促進</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画の視点に立ったリーフレット・情報誌等の配布や講座の開催等により、性別にとらわれない子育て支援事業に取り組みました。</li> <li>・ 父子健康手帳の交付や「パパママ沐浴体験」で沐浴実習を実施するなど、妊娠・出産・育児に関する父親の理解を深め、父親の育児参加を推進しました。</li> </ul>
施策の方向	<b>(2) 学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒への男女共同参画に関する教育・学習の推進（推進計画）</li> <li>・ 小・中学校におけるキャリア教育の充実（推進計画）</li> <li>・ 教職員等への男女共同参画教育に関する支援</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領等にのっとり、教育活動の全体を通じて児童・生徒の発達段階に応じた取り組みを行いました。</li> <li>・ 小・中学校等において、社会人・職業人として必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育の充実を図りました。</li> <li>・ 児童・生徒に適切な指導が行えるように、新規採用教員等を対象とした研修会等を行いました。</li> </ul>

施策の方向	<b>(3) 生涯を通じての男女共同参画に関する教育・学習の推進</b>
具体的施策	・ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の促進
具体的施策の実施内容	・ 男女共同参画の視点に立った生涯学習に関する講座等を開催するとともに、関係機関が提供する学習機会についても周知を図りました。
施策の方向	<b>(4) 町職員における男女共同参画研修の推進</b>
具体的施策	・ 職員研修による男女共同参画の推進
具体的施策の実施内容	・ 男女共同参画社会の実現に向け、住民を先導する立場にある職員に対して、男女共同参画に関する研修を推進しました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会のあらゆる分野において、相互が連携し、性別にかかわらず学習の機会が確保できる環境づくりが必要</li> <li>・ 次世代を担う子どもたちが、性別にかかわらず個性や能力を発揮し、様々な生き方が選択できるよう今後のライフプランに活かす学びができる場や機会の提供が必要。併せてそれに見合った社会基盤の確保が必要</li> <li>・ 従来型の学習機会に加え、様々な生活様式（ポストコロナ社会を含む）に対応可能な学習機会の工夫と提供（各種メディア利用、等）が必要</li> </ul>

#### 4 生涯を通じた健康対策の推進

施策の方向	<b>(1) 生涯を通じた健康対策の推進</b>
具体的施策	・ ライフステージに応じた健康づくりの支援
具体的施策の実施内容	・ 性別にかかわらず誰もが生涯にわたり心身共に健康に暮らすことができるよう「第2次府中町健康増進計画・食育推進計画（改訂版）」に沿って、住民、関係団体・機関と連携を図りながら、健康づくりを推進しました。
施策の方向	<b>(2) 妊婦・出産等に関する健康支援</b>
具体的施策	・ 産科医等の確保支援
具体的施策の実施内容	・ 町内で、安心、安全に妊娠・出産できるよう、産科医師等の確保のため、産科医等に分娩手当を支給する町内医療機関に対し、補助金を交付しました。
今後の課題	・ 「健康マイレージ制度」や「高齢者いきいきポイント」などインセンティブ事業を利用するなど、様々なライフステージに応じ、ポストコロナを見据えた健康づくりの推進が必要

## 5 女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進

施策の方向	<b>(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV防止法の広報、啓発</li> <li>・ DV相談の充実と相談窓口の周知</li> <li>・ DV関係機関等との連携強化</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVについての知識と理解を深めることを目的としたポスターの掲示並びに町広報紙への掲載等による啓発を行いました。</li> <li>・ DV相談の機能を強化するとともに、町広報紙等により、関係機関を含めた相談窓口の周知を図りました。</li> <li>・ 「府中町ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」において、DV対策に係る各関係機関の取り組みについての情報交換や事例検討を行い、DV被害者への総合的な支援を行いました。</li> </ul>
施策の方向	<b>(2) 子ども、高齢者、障害のある人等に対する虐待の根絶</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待防止法の趣旨の広報、通報窓口の周知</li> <li>・ 高齢者虐待防止・養護者支援法の趣旨の広報、通報窓口の周知</li> <li>・ 障害のある人等に対する虐待の早期発見と相談体制の充実</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待防止法の趣旨を広く住民に広報するとともに、専門職員を増員するなど、子どもの虐待を発見したときは、速やかなケアができるよう体制を整え対応を図りました。</li> <li>・ 高齢者虐待防止・養護者支援法の趣旨を広く住民に広報するとともに、高齢者の虐待を発見したときは、速やかに高齢介護課又は府中町地域包括支援センター等へ通報するように周知を図りました。</li> <li>・ 障害のある人等に対する虐待を早期に発見できるように関係機関、団体等との連携の強化を図りました。障害のある人等の虐待を発見したときは、速やかに府中町福祉課又は広島県障害者権利擁護センター等へ通報するように周知を図りました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「配偶者暴力相談支援センター」や「DV相談ナビ」など相談機関の認知度が低いため、DV被害者のための相談機関の周知が必要</li> <li>・ DV被害者が安心・信頼して相談し、適切な支援が受けられる体制づくりの強化と、面前DVにより精神的被害を負った児童に対し、要保護児童対策地域協議会と連携した支援の強化が必要</li> <li>・ 女性や子ども、高齢者、障害のある人をはじめ、あらゆる人に対する身体的・精神的暴力行為は「重大な人権侵害」であるというメッセージの継続発信</li> <li>・ 児童福祉法等の改正において、親権者による子どもへの体罰禁止の明記について周知徹底し、社会全体による体罰によらない子育てを推進することが必要</li> </ul>

## 6 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

施策の方向	<b>(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な困難がある人の自立支援の推進</li> <li>・ 障害のある人の自立支援の推進</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者やひとり親家庭からの相談を包括的に受け、関係機関と連携を図り、就労支援窓口等で自立に向けた支援を行いました。</li> <li>・ 関係機関と連携し、障害のある人の自立や就労を支援するとともに、町広報紙を活用し障害のある人に対する地域住民の理解の促進を図りました。</li> </ul>
施策の方向	<b>(2) 防災・減災・災害復興等における男女共同参画の推進</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画の視点に立った防災計画や災害復興体制等の整備の推進</li> <li>・ 男女共同参画の視点に立った防災知識や応急手当の普及啓発、消防団活動の促進</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性消防団員を積極的に採用し、男女共同参画の視点に立った消防団活動の推進に向けて防火教室の指導や普通救命講習の指導・支援の研修を行いました。</li> <li>・ 固定的な性別役割分担意識の解消や性別による不公平な取扱いが行われないうよう、自主防災組織などで出前講座を実施しました。</li> <li>・ 幅広い消防団の活動が促進されるよう、広報・啓発を行い、女性消防団員の確保に努めました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェンダー平等に配慮し多様なニーズを反映するためにも、防災・復興に関する協議・意思決定の場における女性や若年層の参画を積極的に推進する必要がある。</li> <li>・ 就労訓練や就職相談等の情報を、必要とする人へ、アナウンスする仕組みを強化する必要がある。</li> </ul>

## 7 職場における女性活躍の促進・雇用環境の整備

施策の方向	<b>(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女の均等な雇用機会の確保</li> <li>・ 仕事と家庭を両立するための様々な働き方の普及・定着</li> <li>・ 「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の活動推進</li> <li>・ 再雇用制度の導入・活用による多様で柔軟な働き方の推進</li> <li>・ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の根絶への取り組みの推進</li> <li>・ 事業所としての先進的な取り組みの推進（推進計画）</li> </ul>

具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」からの情報を町のホームページに掲載したり、府中町商工会に情報提供し、男女が共に働きやすい職場づくりの促進やライフステージに応じた多様な生き方の普及などの周知に努めました。</li> <li>・府中町役場も一事業所として、特定事業主行動計画を策定し、町職員における係長級以上の女性職員の割合や男性育児休業率の割合増加を明記し、町内事業所の模範となるような先進的な取り組みを推進しました。</li> </ul>
施策の方向	<b>(2) 仕事と家庭の調和の実現</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業制度の利用促進</li> <li>・子育てをしながら、安心して働くための子育て支援・介護支援サービスの提供</li> <li>・子どもの医療費助成制度の拡大（推進計画）</li> <li>・子育てをしながら、安心して働くための保育サービスの提供（推進計画）</li> <li>・事業所等の意識改革</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別に関係なく男女が共に働き続けながら、安心して子育てや介護ができるよう、子育て支援や、介護サービスの充実を図るとともに、事業所への広報・啓発活動を推進しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の管理職登用が進まない要因として女性に家事・育児の負担がかかっていること、家族の協力が得られないこと、本人が望んでいないことがあげられる。男女が共に仕事と家庭生活を両立させることができるよう周知・啓発を行うことが必要</li> <li>・女性活躍推進法にかかる国や県の施策の認知度が低いため、積極的な周知・啓発が必要</li> </ul>

## 8 地域社会活動における男女共同参画の推進

施策の方向	<b>(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体等への方針決定過程への男女共同参画の推進</li> <li>・町の審議会等への女性の積極的な登用の推進</li> <li>・議会等、政治分野への女性の参画推進</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体等の役員の選出に関して、男女のバランスの重要性を啓発するために、リーフレット等の配布を行いました。</li> <li>・公募を活用するほか、所属長に対し、町の審議会等への女性参画促進の認識を高めるよう通知し、積極的な登用を行いました。</li> </ul>

施策の方向	<b>(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進</b>
具体的施策	・ 男女共同参画の視点を持った地域リーダーの育成
具体的施策の実施内容	・ 男女共同参画の視点に立った地域づくりを促進するために、エソール広島の各種研修会の情報提供や地域で活躍する人材の育成や住民主体の活動を支援しました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別を問わず住民自身が参画し、互いに支え合う地域づくりの啓発、様々な地域活動に参加しやすい環境づくりが必要</li> <li>・ 町内会役員への女性の登用促進が必要</li> <li>・ 性別にかかわらず幅広い世代の人によってまちづくりに参画してもらう機運づくりが必要</li> </ul>

## 9 男女共同参画に関する施策の総合的な推進

施策の方向	<b>(1) 県・市町等関係機関との連携強化</b>
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等との連携・協働</li> <li>・ 施策の計画的な推進</li> </ul>
具体的施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エソール広島の事業を積極的に情報収集するとともに、関係機関等に情報を提供し、連携・協働した事業を行いました。</li> <li>・ 府中町第3次男女共同参画プランの施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係部署と連携し、毎年その進捗状況の点検及び評価を行い、施策の実現に取り組みました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エソール広島や市町と連携を深め、住民や事業所の学習機会の増加や、助成等が受けられるよう情報提供を行う必要がある。</li> <li>・ 懇話会での意見を次年度事業に反映する必要がある。</li> </ul>

【第3次プランにおける施策の成果目標の目標値と現状値】

成果目標		策定時 実績値	目標値 (令和3年度)	現状値※
1 男女共同参画社会の普及・啓発の推進				
指標	地域社会の中で性別による不平等な取扱いが行われていないと感じている人の割合(%)	49.2	60.0	42.8
	男女共同参画社会という用語を知っている人の割合(%)	24.1	40.0	-
2 メディアにおける男女共同参画の推進				
指標	町ホームページにおける人権、男女共同参画に関するコンテンツの閲覧件数(件/年)	18,388	27,500	18,860
3 教育・学習における男女共同参画の推進				
指標	学校の中で男女平等になっていると感じている人の割合(%)【中学生】	62.6	70.0	52.0
	人それぞれ、考えや感じ方に違いがあってよいと思う児童・生徒の割合(%)	-	80.0	-
	生涯学習活動数(件/年)	1,053	1,110	818
	職員研修の実施回数(回/年)	2	3	2
4 生涯を通じた健康対策の推進				
指標	全ての世代で健康だと感じる人の割合(%/年)	77.0	78.0	64.2
	町内産科医院数	1	1	1
5 女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進				
指標	配偶者暴力防止法を知っている人の割合(%)	22.0	30.0	-
	配偶者などからの暴力について相談できる窓口を知っている人の割合(%)	31.4	40.0	-
	「府中町ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」開催回数(回/年)	1	2	1
	地域ケア会議の回数(回/年)	11	15	1
6 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援				
指標	経済的な困難がある人の相談者数(人/年)	120	150	222
	就労支援事業の利用者数(人/年)	75	103	115
	女性を対象とした防災・減災出前講座の実施回数(回/年)	2	5	0
7 職場における女性活躍の促進・雇用環境の整備				
指標	男女雇用機会均等法を知っている人の割合(%)	50.0	50.0	53.8
	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語を知っている人の割合(%)	17.4	30.0	28.6
	女性活躍推進法を知っている人の割合(%)	-	50.0	14.9
	府中町職員における係長級以上の女性職員の割合(%)	18.3	25.0	24.2
	府中町職員採用に占める女性職員の割合(%)	33.3	35.0	37.5
	府中町職員における男性職員の育児休業取得率(%)	0	20.0	25.0
	町内事業所における一般事業主行動計画策定事業者数(社)	27	40	23
	育児・介護休業法を知っている人の割合(%)	45.6	60.0	46.2
8 地域社会活動における男女共同参画の推進				
指標	府中町各種審議会等における女性委員の割合(%)	32.1	40.0	34.0
	女性町内会長(自治会長)の割合(%)	4.5	10.0	7.6
9 男女共同参画に関する施策の総合的な推進				
指標	本プラン(第3次プラン)の点検及び評価を行うための「府中町男女共同参画推進懇話会」の開催回数(回/年)	2	2	3

※現状値 令和2年度実績値、アンケートは令和3年調査内容

### 3 アンケート等から読み取れる現状と課題

#### 1 調査概要

区分	町民アンケート	中学生アンケート	事業所アンケート
調査名称	府中町第4次男女共同参画プラン策定のためのアンケートによる実態調査について	府中町第4次男女共同参画プラン策定のためのアンケートによる意識調査(中学生)	府中町男女共同参画に関するアンケートによる調査
調査対象	町内在住の18歳以上の住民	町内の中学校に在籍する中学3年生	町内に法人登録のある従業員数30人以上の事業所
調査方法	郵送配布・郵送回収及びWebによる回収	学校配布・学校回収	郵送配布・郵送回収及びWebによる回収
調査時期	令和3(2021)年5月	令和3(2021)年5月	令和3(2021)年7月
配布数	無作為抽出 1,200人	全数 380人	52社
有効回収数	郵送回収:459人 Web回収:104人 合計:563人	合計:356人	郵送回収:17社 Web回収:7社 合計:24社
有効回収率	46.9%	93.7%	46.2%

## 2 町民アンケートから読み取れる課題

### (1) 男女平等意識について

- 「家庭生活の中（家族間）」や「学校教育の場」では「平等だ」と感じる人が半数近くと多いものの「社会通念・慣習、しきたりなど」では、男性優遇だと感じる人が25%と前回（平成26年）の14%より多くなっています。

### (2) 地域での男女共同参画について

- 男女平等の意識は「不平等な取扱いが行われていない」が4割程度を占めるものの、男性優遇と答えた人も3割以上を占めています。また、男女共に若い年齢層ほど地域との関わりが薄い傾向になっています。

### (3) 家庭での男女共同参画について

- 男女の平等意識について、家庭の中（家族間）で「特に不平等な取扱いは行われていない」という回答は、58.3%となっていますが、家庭における家事で「ほとんど妻がする」割合は「食事の支度」が61.6%、「洗濯や物干し」が52.9%、「子どもの世話」が30.4%、「高齢者・障害者の介護」が15.0%となっており、多くの家事で妻の負担が大きくなっています。

### (4) ハラスメントやパートナーからの暴力について

- セクシュアルハラスメントを受けたことのある割合は、全体で13.1%、ドメスティック・バイオレンス（DV）のうち「殴るそぶりや、物を投げるふりをして脅かす」ことを何度も受けたことがある割合は、全体で3.9%、「平手で打つ」ことを何度も受けたことがある割合は1.8%、「あざができるほどなぐる」ことを何度も受けたことがある割合は0.7%となっています。

暴力に関する相談場所の認知状況は、「警察」が74.6%、「相談できる場所を知らない」が11.9%となっています。

### (5) 性的マイノリティについて

- 「性的マイノリティ（LGBT）をめぐる問題は対応すべき課題になっている」という意識については7割以上が「そう思う」と回答しています。

### (6) 防災と男女共同参画について

- 「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」が必要と思う人が、82.4%、「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」が必要と思う人が67.3%と全体的に性別に配慮した避難所運営へのニーズが高くなっています。

## （7）男女共同参画社会の形成に関する意識について

- 用語や法律の認知状況については、DVやハラスメント、LGBTなど社会問題についての用語の認知率は高いものの、法制度や施策に関する概念用語は、年齢が高いほど認知度が低くなっています。当町で実施している男女共同参画をテーマとしたセミナーや講演会、催しの認知度は低く、また半数近くが今後も「参加するつもりはない」と答えています。

### 【町民アンケート結果から読み取れる課題の整理】

- 女性の人権を尊重し、就業や結婚、出産など自身の意思に基づいて選択できる考え方について、より一層の周知、意識の醸成を図ることが必要です。
- 若い年齢層でも地域おこしやまちづくりなど、様々な地域活動に参加しやすい環境づくりが必要であるとともに、地域活動に男女それぞれの意見を、より一層反映させていくための仕組みづくりが必要です。
- 男女共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や啓発をはじめ、労働時間短縮に向けた事業所への働きかけなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた様々な施策に引き続き取り組むことが必要です。
- 事業所等において、育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整えることをはじめ、引き続き男性が家事や育児・介護などをする事への理解や意識改革を促進することが必要です。
- ハラスメント行為は「重大な人権侵害」であり「暴力」でもあるということの更なる啓発が必要です。
- DV防止のための広報・啓発を引き続き積極的に行うことをはじめ、面前DVも含む家庭や学校等における暴力防止のための教育の充実が必要です。
- DV被害者等が相談しやすく、また安心して相談でき、適切に支援できる体制づくりの構築、そのための相談機関の周知及び関係機関との連携の強化が必要です。
- 性的マイノリティについての正しい知識の幅広い世代への理解の促進をはじめ、性的マイノリティの方であるかどうかにかかわらず多様性への配慮など、多分野にわたる人権施策の取り組みが必要です。
- 男女共同参画の視点に立った防災計画づくりをはじめ、非常時において女性の負担が集中することのないよう防災対策への女性の視点やニーズの更なる反映が必要です。
- 更なる周知、参加促進、また感染症対策に配慮した開催の検討も必要ですが、イベント以外での啓発の工夫も必要です。
- 誰もが参加しやすいセミナーや講演会、講座等にするための日程、内容などへの配慮、また、多様な媒体を活用した周知や呼び掛けが必要です。

### 3 中学生アンケートから読み取れる課題

- 全体的にどの項目においても、男女の差を感じていないという回答が半数以上と多くなっていますが、「社会全体の場で」の「男性が優遇されている」と答えた割合は 37.1%と高くなっています。
- 将来の働き方の問いに対して「結婚又は出産まで仕事をし、子どもの手がかからなくなったら再び働く」と答えた女子が「結婚、出産関係なく、仕事を続ける」の倍となっており、仕事と家庭の両立が難しいと考える女子が多く、かつ、男性が家計の主として考えていることが見受けられます。
- 理想的な夫婦の役割分担の設問で、「誰が働くのがよいと思うか」の問いに、「夫のみ」、「夫が中心で妻も」の割合が、36.3%となっています。一方「家事・育児は誰がするのがよいと思うか」の問いに、「妻のみ」、「妻が中心で夫も」が 31.7%となっています。
- 「子どもを保育所に預けてまで、母親が働くべきではない」の質問に対し、「そう思う」は男子 13.1%、女子 6.3%が回答し、男子が女子の倍となっています。「少しそう思う」は男子 20.9%、女子 23.1%で男女とも 3 割が肯定的となっています。

#### 【中学生アンケート結果から読み取れる課題の整理】

- 進路や人生の選択の場面などにおいて、性別にかかわらず本人の意思が尊重できる多様な選択を可能にする取り組みが必要です。
- 学校のみならず、家庭や地域等様々な場での男女共同参画に関する学習機会の充実が必要です。

## 4 事業所アンケートから読み取れる課題

### (1) 回答事業所の属性

- 「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「製造業」「医療・福祉」「運輸業・郵便業」が続き、これらで全体の8割を占めています。
- 「本社・本店」が半数近くを占め最も多く「支店・支社・工場等」がそれに続き、両者で8割以上を占めています。
- 常時雇用者数をみると、正規雇用は男性が平均 960 人、女性が 125 人、正規雇用以外は男性が平均 57 人、女性が 129 人となっています。女性は正規雇用が少なく、正規雇用以外が多くなっています。
- 管理職人数をみると、部長以上相当職は男性が平均 11 人、女性は 1 人に満たず平均 0.4 人、課長相当職は男性が平均 61 人、女性は 3 人となっています。女性の管理職等割合は合計で 8.3%となっています。

#### 【雇用形態別常時雇用者数】

最小～最大	正規雇用 (正社員・正職員)	正規雇用以外 (パート・アルバイト、 嘱託、派遣社員等)	合計※
男性	2～21,259 人 (平均 960 人)	0～430 人 (平均 57 人)	4～21,689 人 (平均 1,017 人)
女性	1～2,387 人 (平均 125 人)	0～2,012 人 (平均 129 人)	1～2,631 人 (平均 254 人)

※ 各回答枠内への無記入者がいるため、正規雇用と正規雇用以外の合計は、表記の合計とは必ずしも一致しない。

#### 【性別管理職等の人数】

最小～最大	管理職			合計※
	部長以上相当職	課長相当職	係長相当職	
男性	0～168 人 (平均 11 人)	0～1,182 人 (平均 61 人)	0～2,682 人 (平均 126 人)	0～4,032 人 (平均 198 人)
女性	0～6 人 (平均 0.4 人)	0～47 人 (平均 3 人)	0～248 人 (平均 14 人)	0～301 人 (平均 18 人)
平均の性別 構成比	男性 96.5% 女性 3.5%	男性 95.3% 女性 4.7%	男性 90.0% 女性 10.0%	男性 91.7% 女性 8.3%

※ 各回答枠内への無記入者がいるため、管理職と係長相当職の合計は、表記の合計とは必ずしも一致しない。

- 育児休業取得者がいる事業所は 58.3%、介護休業は 8.3%と少なくなっています。

### (2) 女性活躍推進について

- 女性従業員の活躍推進のために取り組んでいることとしては「時間外労働の削減」「フレキシブルな働き方の推進」「女性管理職登用の推進」「独自の人事評価制度」「短時間正社員制度」「女性社員キャリアビジョン研修の実施」「女性社員の中から次世代のリーダーを育成することを目的とした選抜型研修の実施」「事業所内託児施設」といった回答がみられました。

- 女性を管理職に登用することについての課題としては「家庭との両立（子どもがまだ幼いなど）」「夫婦間での職責のバランス」「勤務時間、休日取得時に制限がある者が多い」「時間外労働を要求しにくい」「理系女性など母集団が少ない」「管理者として、適任者が少ない」「管理職になるための経験不足」「女性従業員が、管理職になることを望んでいない」といった回答がみられました。
- 女性従業員の採用や女性管理職の登用を推進していくために、県や市町による研修や支援としてあればよいものとしては「県や市町で、女性活躍推進の研修やセミナーが開催されていることを知らない社員が多いので、ホームページや広報等、様々な方法で周知をしていただくと有り難い」「在籍しながら他の職場を体験できる産業雇用安定助成金活用の推進」「女性管理職（候補者を含む）を対象としたマネジメント研修」「人脈づくりや働き方の参考のため、異業種で活躍している女性社員と交流できる場」といった回答がみられました。
- ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の「内容について知っている」事業所は33.3%「名前のみ知っている」は25.0%となっています。

### **（３）多様で柔軟な働き方、暮らし方に向けた環境づくりについて**

- 残業時間の削減や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」に取り組んでいる事業所は95.8%と、大半が取り組んでいます。取り組みの内容としては「在宅勤務制度の導入」「時間外労働の削減」「半日休暇制度の導入（時間単位休暇制度を検討中）」「残業や休日出勤時間の上限設定」「残業が増えている部署などへの相互応援」「所定時間勤務に収まっているチームに賞与加算」「時間外労働時間目標を設定し、実績管理を行う」「有給休暇を取得しやすい環境づくり」といった回答がみられました。また「働き方改革」に取り組むことによって、有給休暇を取得する社員が増えたなど、ほとんどの事業所に一定の効果がみられました。
- テレワークを実施している事業所は25.0%で、問題点や課題としては「ネットワークなどの環境整備」「機材準備が難しい」「社内コミュニケーションがとれない」といった回答がみられ、また、実施していない理由としては、大半が「テレワークができる職種ではない」と回答しています。

### **（４）ハラスメント防止対策について**

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントそれぞれの防止対策に取り組んでいる事業所は、いずれも9割程度を占めているが、LGBT等へのハラスメント防止対策については、その割合は半数程度となっています。

## (5) 仕事と家庭の両立について

- 男女が共に仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境をつくるために、必要な施策としては「保育園入園等のサポート体制の充実」「人事担当者に対する研修の実施」「休暇取得のアナウンス」「短時間制正社員」「子どもが小学校を卒業するまでの間は、女性の職場での理解とともに、男性の職場でも子育て中の社員が育児時間をとれる環境をつくっていただきたい」「男性も育児参加できるように、時間外労働をなくす」「保育園の送迎ができる、子どもが病気になったとき休めるなど男性の職場環境の改善」といった回答がみられました。

### 【事業所アンケート結果から読み取れる課題の整理】

- 男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解促進とともに、管理職など方針決定過程への女性の登用促進について、本人のニーズに応じて取り組むことへの働きかけが引き続き必要です。
- 事業所に対する各種講座や研修等の周知、在職者のスキル向上や専門的知識取得の促進が必要です。
- 男性社員に対する働き方改革の推進と合わせて、雇用や就業における女性の就業の継続、再就職など、仕事と生活の両立に向けて、関係機関と連携した支援が必要です。そのための、女性活躍推進に向けた情報提供の充実や周知も必要です。
- ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の浸透を図る取り組みが必要です。
- 事業所に対する年次有給休暇、育児休業や介護休業の取得に向けた啓発活動の充実が必要です。
- 住民と同様、ハラスメント行為は「重大な人権侵害」であり「暴力」でもあるという意識啓発の更なる推進が必要です。また、相談体制の整備や被害者支援等の取り組みが必要です。

## 第4章 プランの基本理念と基本目標

### 1 基本理念

本プランでは、第3次プランの検証結果やアンケート調査等で把握した課題を解決し、男女共同参画社会を実現するために「すべてのひとが きらめき 輝く あきふちゅう」を基本理念として定め、4つの基本目標に基づく取り組みを展開します。

この基本理念は、府中町第4次総合計画の将来像「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」の中から「ひと」「きらめき」「輝く」を引用し、本計画が総合計画と整合性を図っていることを示すとともに、「すべてのひと」と表現することで、性別や年齢、障害の有無等によらないあらゆる人を対象にした計画であることを表現しました。

国の第5次男女共同参画基本計画では、サブテーマを「～すべての女性が輝く令和の社会へ～」とし、「女性」の活躍とジェンダーに対する課題に向けた計画であることをはっきり表現しています。一方、広島県は、男女共同参画を表に出さず、「わたらしい生き方応援プラン～性別にかかわらず多様な選択ができる社会を目指して～」とし、性別にかかわらないという表現にしています。

しかし当町では、男女による固定的な役割分担が依然として解消されている状況にないため、男女共同参画プランとして残した上で、多様な性も多様な考え方もあることから、それぞれを尊重する意味を踏まえ「“わたらしさ”を 認め合おう」を基本理念のサブテーマとします。

#### ○ 基本理念 ○

**すべてのひとが きらめき 輝く あきふちゅう**

【 サブテーマ 】

**“わたらしさ”を 認め合おう**

## 2 基本目標

---

### 1 男女共同参画への意識づくり

男女の固定的な役割分担を解消するために、各種講座やセミナー等の充実を図り、町広報紙等による啓発及び情報提供を継続し、住民の意識の向上を図ります。

家庭や学校において、男女共同参画に関する教育・学習による意識の向上を図るとともに、性的指向や性自認等の性の多様性の尊重について啓発し、相談体制の整備等を検討します。

### 2 仕事と暮らしの充実

男女の平等な雇用機会を確保するとともに、仕事と家庭を両立するため、ライフスタイルに応じて柔軟に働くことができる環境が広がり、女性が仕事に対する意欲を持つことができるよう職場環境づくりを働きかけます。

また、性別に関係なく育児・介護休業制度を取得できるように職場の理解と体制整備を促進し、多様なニーズに対応した子育て支援や介護支援のサービス等の充実を図ります。

併せて、ライフステージに応じた家庭生活の中で、地域コミュニティや学びの場に参加するなど暮らしの充実を推進します。

この目標を「女性活躍推進法の市町村計画」として位置づけます。

### 3 安心して暮らせる環境の整備

近年頻発している自然災害等に対応するため、防災・減災、災害復興体制等の整備に男女それぞれの多様なニーズを反映できるように、政策・方針の決定過程における女性の参画を推進します。

また、「DV防止法の市町村基本計画」として位置づけ、若年層に対するデジタルツールによるトラブルや、デートDVを始めとする暴力被害を未然に防ぐ取り組みを推進するとともに、経済的に困難を抱えている人や日常生活に介護が必要な高齢者、障害のある人等、社会的な困難を抱えている人を含めた全ての人に対する性被害やDV等のあらゆる暴力の防止と、被害者への支援を実施します。

### 4 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備

先進的取り組み事例の情報を収集し、関係機関等と連携・協働しながら男女共同参画社会の実現をめざします。施策を総合的かつ効果的に推進するために、関係部署と連携するとともに、毎年進捗状況の点検・評価を行います。

地域団体等においても、女性活躍の推進を図るため、女性をはじめとする多様な意見が方針決定過程で反映されるよう働きかけを行うとともに、町の審議会等へも積極的に女性を登用します。

### 3 プランの体系

**【基本理念】** すべてのひとが きらめき 輝く あきふちゅう  
サブテーマ “わたしらしさ” を 認め合おう

**【基本目標1】 男女共同参画への意識づくり**

施策の方向1 固定的な性別役割分担の解消

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの場の充実

施策の方向3 性の多様性の尊重への理解の促進

**【基本目標2】 仕事と暮らしの充実（女性活躍推進計画）**

施策の方向4 女性の活躍推進に向けた環境づくり

施策の方向5 仕事と生活の調和に向けた職場環境の実現

施策の方向6 ライフステージに応じた多様な暮らし方の実現

**【基本目標3】 安心して暮らせる環境の整備**

施策の方向7 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向8 暴力や貧困など様々な困難を抱える人への支援  
(DV防止市町村基本計画)

**【基本目標4】 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備**

施策の方向9 関係機関との連携強化と庁内の基盤整備

施策の方向10 政策・方針決定過程における女性の参画推進（女性活躍推進計画）

## 第5章 具体的施策

### 基本目標1 男女共同参画への意識づくり

#### 施策の方向1 固定的な性別役割分担の解消

##### 1 男女共同参画社会実現に向けた広報・啓発の推進

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
男女の固定的性別役割分担の解消に向けた広報・啓発の推進	「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、固定的な性別役割分担の解消に向けて、男女共同参画に関する講演会等の開催をはじめ、ジェンダーにとらわれず活動する人の事例紹介や「家事や育児の見える化シート」により役割分担の具体例を周知するなど、住民の意識の向上を図ります。	人権推進室

##### 2 あらゆるメディアを活用した男女共同参画の推進

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
あらゆるメディアを活用した意識啓発の推進	町広報紙やホームページ、プレスリリースなどを通じて、男女共同参画に関する情報提供を推進し、幅広い世代への意識啓発を図ります。	人権推進室

##### 3 男女共同参画の視点に立った表現の徹底

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
表現全般における男女共同参画の視点の徹底	町広報紙・ホームページ等において、男女共同参画の視点を踏まえた表現を徹底します。	政策企画課
	男女共同参画社会の実現のために「表現の手引き」を庁内ネットワークで職員に公開し、内容を周知・徹底し、町の発行物等に、その意識を反映するよう努めます。	人権推進室

#### 【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域社会の中で「性別による不平等な取扱いが行われていない」と感じている人の割合	42.8%	50.0%
ジェンダーにとらわれず活動する人の事例紹介の数	0回/年	1回/年

## 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの場の充実

### 1 家庭における男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
性別にとらわれない家庭教育支援	男女共同参画の視点に立ったリーフレット、情報誌等の配布や講座の開催等により、性別にとらわれない家庭教育を促進するとともに、参加することができない家庭に対しても行き届くよう、運用方法を検討します。	社会教育課
父親の育児参加促進	父子健康手帳の交付や「パパママ沐浴教室」講座を開催することにより、妊娠・出産・育児に関する父親の理解を深め、父親の育児参加を促進します。	子育て支援課

### 2 学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
児童生徒への教育・学習の推進	児童生徒が男女共同参画について理解し、お互いの個性や意思を尊重する学習をはじめ、ジェンダーにとらわれないキャリア教育など、発達段階に応じた取り組みの充実を図ります。	学校教育課

### 3 生涯を通じての男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の促進	生涯学習の場において、男女共同参画の視点に立った講座等を開催するとともに、関係機関が提供する学習機会について周知を図ります。	人権推進室 社会教育課

#### 【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
【中学生】理想的な夫婦の役割分担のうち、「家事・育児は誰がするとよいと思うか」の問いに対する、「妻も夫も」の割合	60.7%	68.0%
男女共同参画の視点に立った講座やイベントの回数	100回/年	増やす

### 施策の方向3 性の多様性の尊重への理解の促進

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
性の多様性を尊重する理解の促進	性的指向や性自認等、性の多様性の尊重に向けた啓発と、当事者が安心して暮らせる環境の整備を検討します。	人権推進室

#### 【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
性的マイノリティ(LGBT)をめぐる問題は「対応すべき課題になっている」と思う住民の割合	38.9% (「そう思う」の回答割合)	増やす
性の多様性の尊重に関する啓発の取り組み回数	1回/年	3回/年

## 基本目標2 仕事と暮らしの充実（女性活躍推進計画）

### 施策の方向4 女性の活躍推進に向けた環境づくり

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
男女平等の雇用機会の確保	町内事業所に対して、県や関係機関からの情報を町ホームページ等で提供することで周知を図り、就業環境の整備や女性管理職の登用促進に向けた周知と啓発を図ります。	人権推進室
仕事と家庭を両立するための様々な働き方の普及・定着	育児・介護休業等様々な制度を利用しやすい職場環境の創出を推進するとともに、在宅勤務や短時間勤務等、柔軟な働き方や性別にとらわれないキャリアアップの実現をめざします。	総務課 人権推進室
各種ハラスメントを根絶する取り組みの推進	事業所、人事担当者等に対して、ポスター・リーフレット等の配布により、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等対策の周知徹底を図ります。	人権推進室
事業所としての先進的な取り組みの推進	「府中町特定事業主行動計画」及び「府中町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の実施状況を点検し、仕事と子育ての両立とワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。	総務課 人権推進室
	町内事業所において「仕事と家庭の両立」に向けた行動計画「一般事業主行動計画」の策定・実施を促進し、女性が十分に力を発揮し、活躍できるための職場環境づくりを働きかけます。	総務課 人権推進室

【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
「就職の機会や職場の中」の男女平等意識について、「特に不平等な取扱いが行われていない」と思う住民の割合	40.9%	50.0%
事業所に対する情報提供回数	2回/年	10回/年
府中町職員における係長級以上の女性職員の割合	24.2%	30.0%
府中町職員採用に占める女性職員の割合	37.5%	40.0%

施策の方向5 仕事と生活の調和に向けた職場環境の実現

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
育児・介護休業制度の利用促進	住民をはじめ町内事業所等に対して、育児・介護休業制度の周知と意識の啓発を図るとともに、職場の理解と体制の整備を促進し、性別にかかわらず制度が利用できるような環境整備を働きかけます。	人権推進室
子育て支援・介護支援サービスの提供	男女が共に働き続け、安心して子育てや介護を担うことができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護支援サービスの充実を図ります。	子育て支援課 高齢介護課
職員研修による男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現に向け、住民を先導する立場にある職員に対して、男女共同参画に関する研修を推進します。	総務課 人権推進室

【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
町内事業所における女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出社数	4社 (令和3年3月31日現在)	11社
育児休業制度を知っている人のうち、「利用したことがある」住民の割合	14.3%	増やす
介護休業制度を知っている人のうち、「利用したことがある」住民の割合	1.4%	増やす
女性活躍推進に向けた事業所向け研修の開催回数	0回/年	2回以上/年
府中町職員における男性職員の育児休業又は部分休業取得率	25.0%	100%

## 施策の方向6 ライフステージに応じた多様な暮らし方の実現

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
ライフステージに応じた暮らし方の実現	暮らしの充実を図るため、余暇時間の創出等のノウハウについて、県や専門家の協力を得ながら情報発信を行います。	人権推進室

### 【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域活動への参加状況のうち、町内会、PTA、地域の防災活動やボランティア活動等、「いずれも参加したことがない」の割合	24.3%	20.0%
地域活動への参加状況のうち、「教養・趣味・スポーツのサークル」の割合	30.9%	35.0%
ワーク・ライフ・バランスをテーマにした広報等の啓発回数	0回/年	2回/年

### 基本目標3 安心して暮らせる環境の整備

#### 施策の方向7 防災分野における男女共同参画の推進

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
男女共同参画の視点に立った防災対策や消防団活動の推進	防災・減災、災害復興体制等の整備に当たって、男女の多様なニーズを反映できるよう、防災対策における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	危機管理課 人権推進室
	自主防災組織における男女共同参画に向けた啓発や男女共同参画の視点に立った避難所運営を行います。	危機管理課
	男女共同参画社会を踏まえ、消防団に女性を採用し、多様な住民ニーズに対応し、女性の活躍を推進します。	消防本部

#### 【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
府中町防災会議の女性委員登用割合	15.0%	17.0%
女性消防団員の人数	4人	6人

**施策の方向 8 暴力や貧困など様々な困難を抱える人への支援  
(DV防止市町村基本計画)**

**1 あらゆる暴力の防止に向けた意識づくり**

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
DV及び性被害やハラスメント防止に向けた啓発の推進	DV防止をはじめ、性被害やハラスメントについての知識と理解を深めるため、ポスターや町広報紙、ホームページの活用や講演会の開催など、様々な機会を通じて住民に広く啓発を推進するとともに、相談窓口の周知を図ります。	人権推進室
あらゆる暴力の防止に向けた意識づくり	DVのみならず、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネットやSNSなどデジタルツールの普及による精神的な暴力被害、性被害や権利侵害など、新たな課題にも適切に対応できるよう、意識啓発を推進します。	人権推進室 社会教育課
若年層へのデートDV防止の啓発	デートDVの被害防止に向け、学校の授業等を通じて、命の尊さや性に対する正しい知識の理解促進に取り組むとともに、学校等関係機関と連携し、若年層を対象とした意識啓発活動を推進します。	人権推進室 学校教育課

**2 きめ細かな相談支援体制と被害者支援**

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
関係機関と連携した被害者の早期発見	関係部署・関係機関と連携し、通報手段や通報先を広く周知するとともに、速やかな通報等による被害者の早期発見や適切な支援につなげます。	人権推進室
性被害等に関する相談支援体制の充実	町広報紙等により、「DV相談ナビ」、「性被害ワンストップセンターひろしま」や「よりそいホットライン」など、関係機関を含めた相談窓口の周知を図ります。	子育て支援課 人権推進室
性被害やDV等に関する関係機関等との連携強化	「府中町ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡協議会」において、性被害防止やDV対策に係る、関係機関の取り組みについての情報交換や事例の検討を行い、DV被害者への総合的な支援を行います。	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
被害者保護に向けた支援	DV被害者で緊急に安全の確保が必要な人に、保護命令制度についての分かりやすい情報提供に努めるとともに、県や関係機関と連携して被害者の保護を図ります。	子育て支援課 人権推進室
相談支援体制の強化	職員や相談員の相談対応スキルの向上に向けて、研修やセミナー等への参加を促進します。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課 人権推進室

### 3 あらゆる虐待の根絶に向けた取り組みの推進

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
児童虐待対策の推進	要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止に係る情報の収集や啓発活動をはじめ、児童虐待の防止に努めるとともに、様々な機会を通じて虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応に努めます。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点における相談支援	児童虐待の防止に向けて「児童虐待防止法 <sup>※1</sup> 」や相談窓口の周知を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点を中心として、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、専門的な相談対応や訪問等による実態の調査、問題解決のための適切な助言や援助を行います。	子育て支援課
高齢者の虐待防止対策の推進	高齢者に対する虐待の早期発見に向けて「高齢者虐待防止法 <sup>※2</sup> 」や相談窓口の周知を図るとともに、府中町地域包括支援センターと連携して迅速に対応を行います。また、養護者等を含めた支援を円滑に行うため、県や関係機関との連携強化に努めます。 判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、権利擁護の取り組みを推進します。	高齢介護課
障害のある人の虐待防止対策の推進	障害のある人に対する虐待防止及び早期発見に向けて、関係機関との連携を強化し、「障害者虐待防止法 <sup>※3</sup> 」や相談窓口の周知、及び権利擁護のための取り組みを推進します。 相談支援事業を行う拠点として「基幹相談支援センター」を整備し、相談機能の強化を図ります。	福祉課

※1 「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号)

※2 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号)

※3 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)

#### 4 経済的困難や社会的困難を抱える人への支援

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
生活に困難を抱える人への支援	経済的に困難を抱えている人や日常生活に介護が必要な高齢者、障害のある人等、社会的な困難を抱えている人に対し、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	人権推進室 担当部署

#### 【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小中学生や高校生など若年層に対する家庭のフィルタリングの推進及びデートDV啓発チラシの配布	1回/年	2回/年
「セクシュアルハラスメント」という言葉の内容を、「くわしく知っている」住民の割合	21.0%	増やす
「セクシュアルハラスメントの被害に遭ったことがある」住民の割合	13.1%	減らす
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉の内容を、「くわしく知っている」住民の割合	18.5%	増やす
「デートDV」という言葉の内容を、「くわしく知っている」29歳以下の住民の割合	21.5%	増やす
暴力に関する相談機関を知らない住民の割合	11.9%	減らす
DV防止及び相談職員等の研修・講座の回数	5回/年	8回/年

## 基本目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備

### 施策の方向 9 関係機関との連携強化と庁内の基盤整備

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
関係機関等との連携・協働	男女共同参画に関する先進的取り組み事例等について、県や関係機関から積極的に情報収集するとともに、他市町及び関係機関等と連携、協働して男女共同参画社会の実現を推進します。	人権推進室
施策の計画的な推進	本プランの施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係部署と連携し、毎年その進捗状況の点検及び評価を行い、施策の実現に取り組みます。	人権推進室 担当部署

#### 【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
本プランの点検及び評価を行うための「府中町人権施策推進協議会」の開催回数	2回/年	2回/年

### 施策の方向 10 政策・方針決定過程における女性の参画推進（女性活躍推進計画）

具体的施策	具体的施策の実施内容	担当課
地域団体等への方針決定過程への男女共同参画の推進	地域団体等の役員を選出に関して、女性をはじめとする多様な意見が反映されるよう働きかけを行います。	自治振興課
町の審議会等への女性の積極的な登用の推進	公募を活用するほか、所属長に対し、町の審議会等への女性参画促進の認識を高めるよう通知し、積極的な登用を行います。	総務課 人権推進室
議会等、政治分野への女性の参画推進	政治分野における女性の参画の重要性について、情報誌等を配布し、女性の積極的な参画を啓発します。	人権推進室

#### 【施策の成果目標】

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
府中町各種審議会等における女性委員の割合	34.0%	40.0%

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の周知・住民意識の反映

本プランの趣旨や施策を広く住民に周知するために、町広報紙やホームページ等を活用し、男女共同参画に対する住民や事業所の意識の向上を図るとともに、住民や事業所の意見・要望等を反映しながら本プランを推進します。

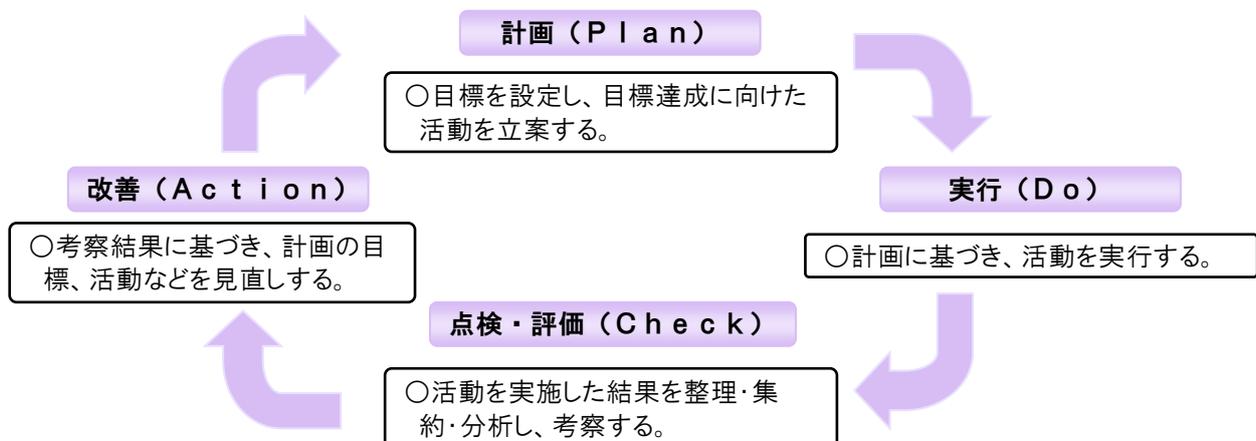
### 2 府中町男女共同参画推進懇話会における取り組み内容の点検

本プランは、学識経験者をはじめ女性団体や地域、職域の関係者から構成される「府中町男女共同参画推進懇話会」により、定期的に取り組み内容及び施策の成果目標の達成状況を点検します。

### 3 PDCAサイクルによるプランの進行管理

本プランの推進に当たっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行うとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて取り組みの変更や見直しを検討します。

#### ■参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ■



## 1 策定経過

年 月 日	内 容
令和3年5月	アンケート調査実施 ・対象：18歳以上の住民及び中学3年生
令和3年7月	事業者アンケート調査実施 ・対象：町内に法人登録のある従業員30以上の事業所
令和3年8月31日(火)	令和3年度第1回府中町男女共同参画推進懇話会 ・アンケート調査結果報告 ・府中町第4次男女共同参画プラン策定概要について ・府中町第4次男女共同参画プラン施策体系について
令和3年11月2日(火)	令和3年度第2回府中町男女共同参画推進懇話会 ・府中町第4次男女共同参画プラン素案について ・府中町パートナーシップ宣誓制度導入について
令和3年11月18日(木)	府中町人権施策推進協議会 ・府中町第4次男女共同参画プラン素案について
令和3年12月21日(火)	令和3年度第3回府中町男女共同参画推進懇話会 ・府中町第4次男女共同参画プラン計画案について
令和4年1月11日(火)	府中町人権施策推進協議会 ・府中町第4次男女共同参画プラン計画案について
令和4年1月24日(月)～ 2月10日(木)	パブリックコメントの実施
令和4年2月24日(木)	令和3年度第4回府中町男女共同参画推進懇話会 ・府中町第4次男女共同参画プラン策定について

## 2 府中町男女共同参画推進懇話会

### 1 府中町男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 19 年6月4日訓令第 20 号

#### (目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、府中町男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会は、府中町男女共同参画プランの策定及び施策の推進に関し、町長に意見等を提出する。

#### (構成)

第3条 懇話会は、委員 10 名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 府中町男女共同参画プランの関係団体から選出された者
- (3) その他町長が認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により決定する。

- 2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、懇話会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、町民生活部自治振興課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年6月4日より施行する。

#### (府中町男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱の廃止)

- 2 府中町男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱(平成 17 年訓令第7号)は、廃止する。

附 則(平成 21 年3月 31 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年6月9日訓令第 27 号)

#### (施行期日等)

- 1 この訓令は、平成 23 年6月9日から施行し、改正後の府中町男女共同参画推進懇話会設置要綱の規定は、平成 23 年4月 30 日から適用する。

#### (委員の任期)

- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後において第3条第2項の規定により最初に委嘱された委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成 28 年4月 30 日までとする。
- 3 施行日の前日において府中町男女共同参画推進懇話会の委員である者の任期は、改正前の府中町男女共同参画推進懇話会設置要綱第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成 31 年3月 29 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 31 年4月1日から施行する。

## 2 府中町男女共同参画推進懇話会委員名簿

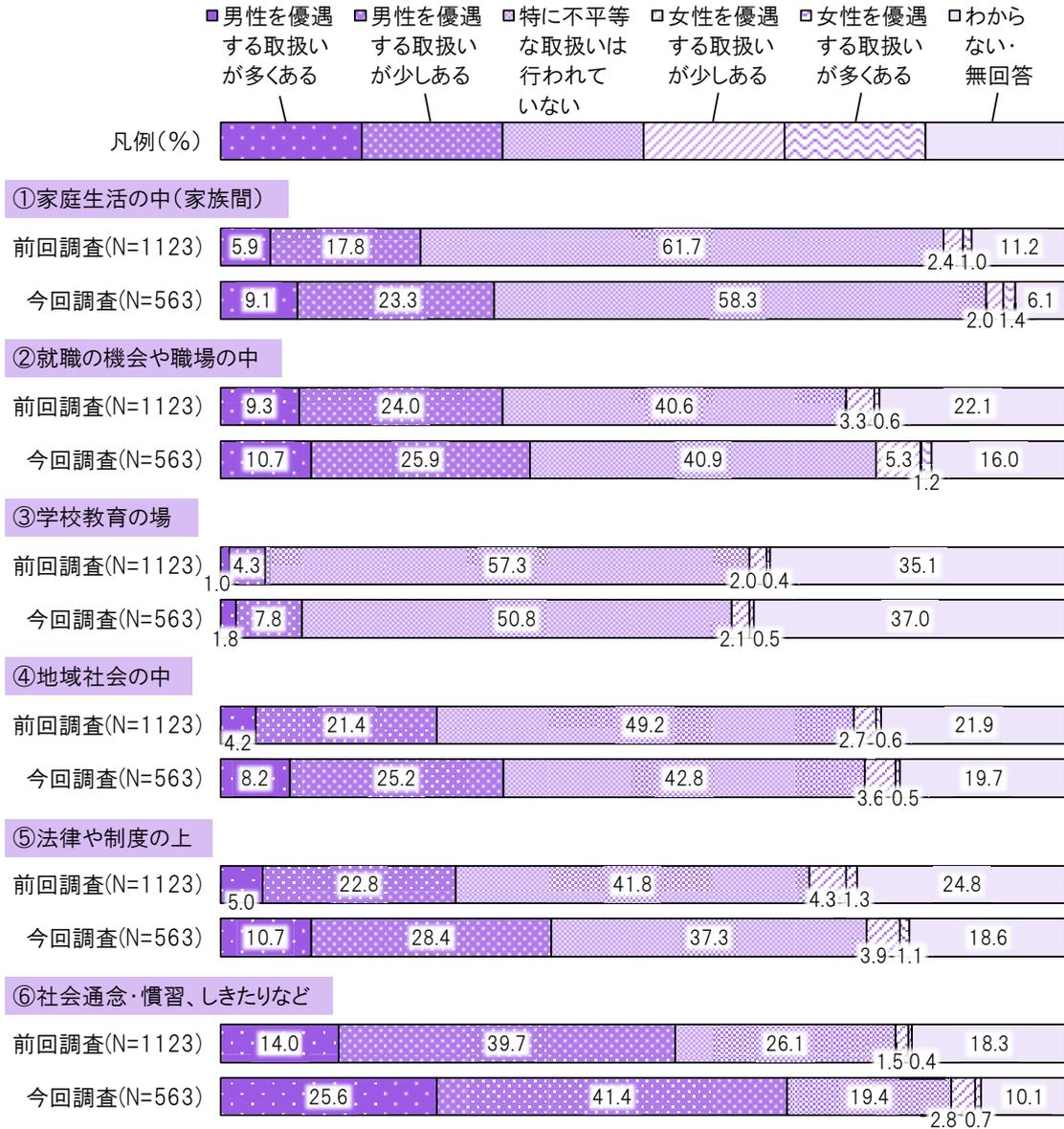
令和4年3月現在【50音順・敬称略】

氏名	所属・役職	備考
北仲 千里	広島大学 ハラスメント相談室 准教授	会長
繁政 秀子	婦人会会長	
篠崎 正大	公募委員	
篠永 君代	女性会会長	
竹下 比登美	府中小学校長	
堤下 高	マツダ株式会社 人事本部 人材開発室 労務グループ	副会長
中坊 京子	府中緑ヶ丘中学校長	
益田 眞由美	男女共同参画府中ネット	
山本 みづほ	府中町人権擁護委員連絡協議会	
米田 珠美	公募委員	

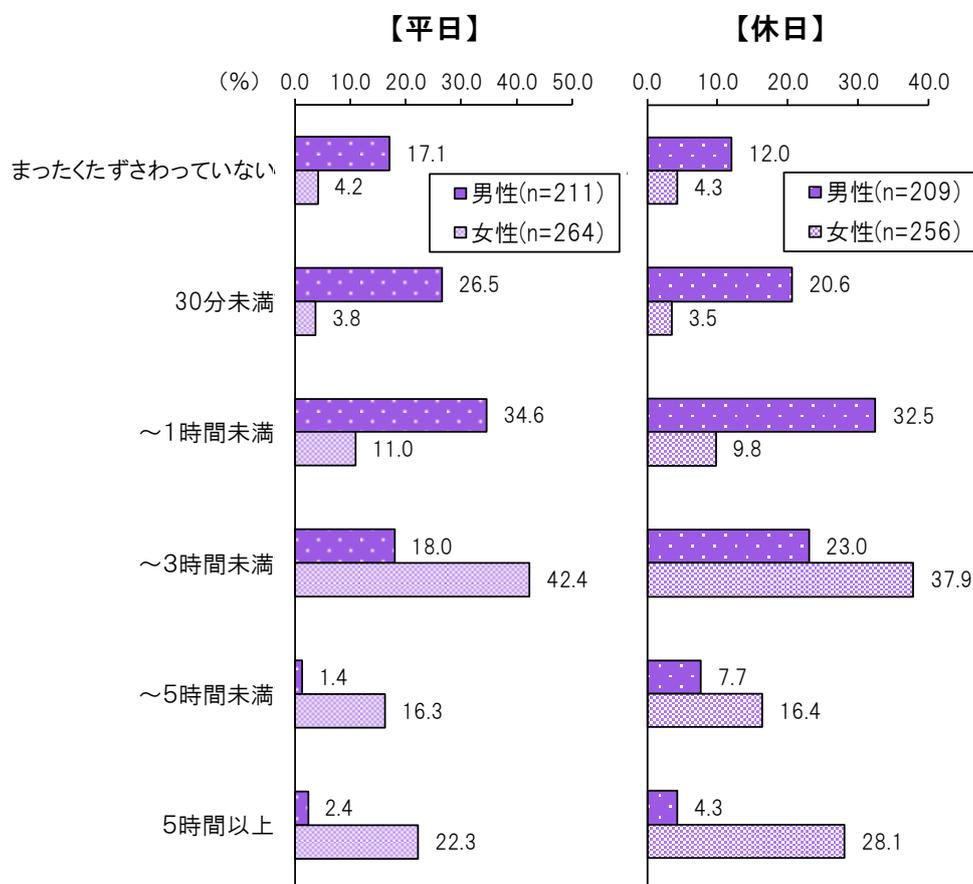
### 3 アンケート調査結果概要

#### 1 町民アンケート

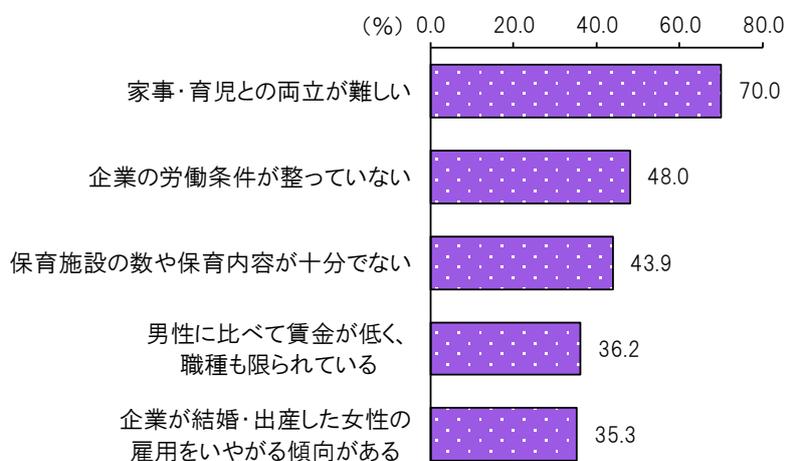
(1) あなたは現在、一般的に次の①～⑥において、「性別による不平等な取扱い」が行われていると思いますか。(分野別、前回との比較)



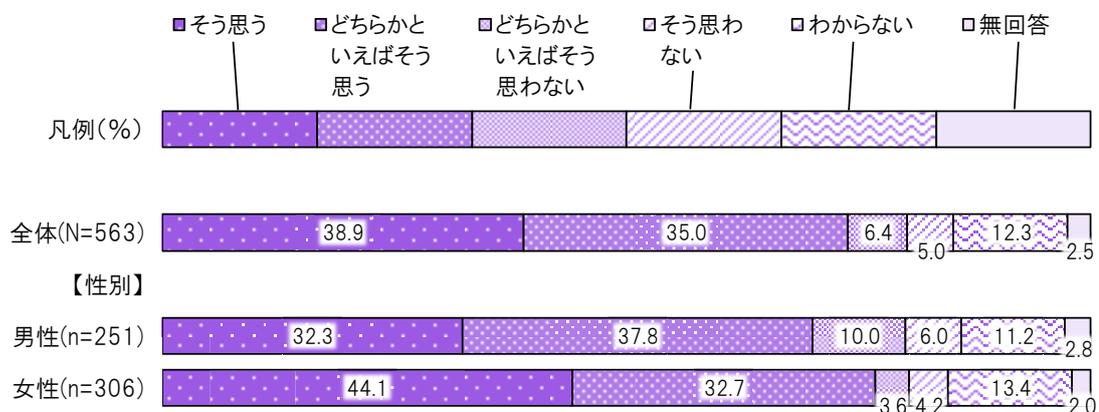
(2) あなたが家事（食事のしたくや洗濯、掃除など）、育児（子どもの食事・入浴の世話や送迎など）、介護（夫婦の親族の日常生活の世話など）にたずさわる時間の合計は、1日あたりどれくらいですか。（平日・祝日、男女別）



(3) あなたは、女性が働くことを難しくしていることには、どんな要因があると思いますか。（上位5項目）

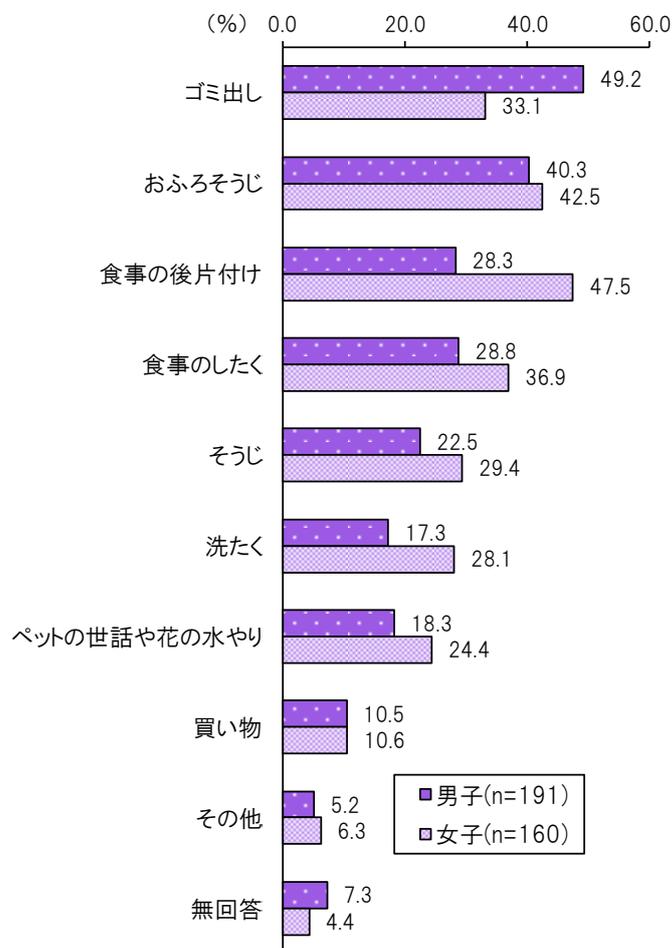


(4) 「世の中では性的マイノリティ（LGBT）をめぐる問題は対応すべき課題になっている」と思いますか。



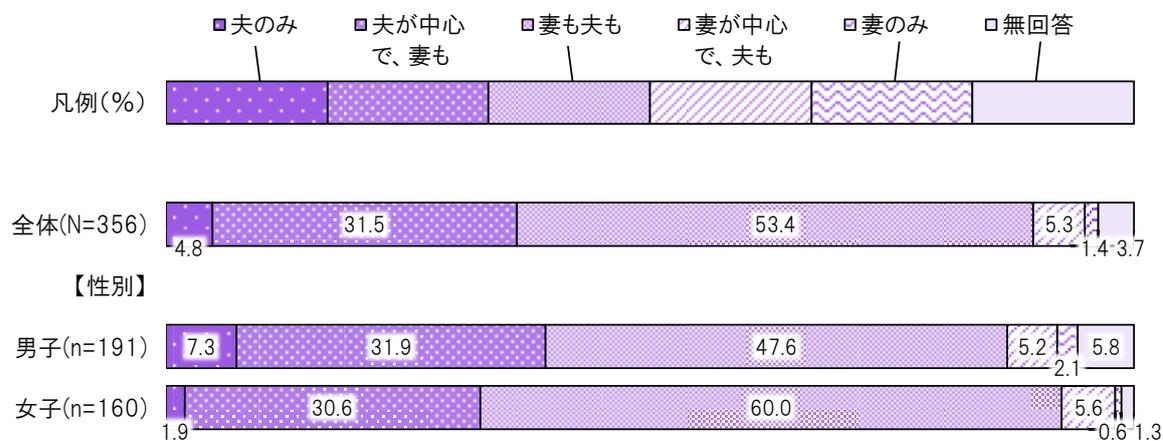
## 2 中学生アンケート

(1) あなたは家の中でどのような役割をしていますか。(男女別)

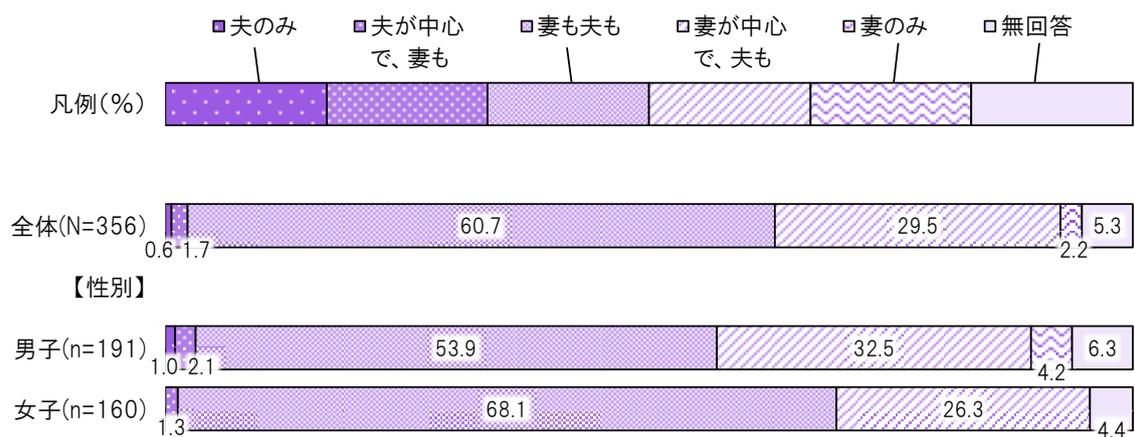


## (2) 将来結婚するとしたら、どういう夫婦の役割分担が理想ですか。(男女別)

### ① 誰が働くのがよいと思うか



### ② 家事・育児は誰がするのがよいと思うか



## 4 関係法令

### 1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### **(国際的協調)**

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### **(国の責務)**

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### **(地方公共団体の責務)**

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **(国民の責務)**

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### **(法制上の措置等)**

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### **(年次報告等)**

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

### **(男女共同参画基本計画)**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### **(都道府県男女共同参画計画等)**

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### **(施策の策定等に当たっての配慮)**

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第3章 男女共同参画会議**

**(設置)**

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

**(所掌事務)**

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

**(議長)**

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第 26 条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

**(経過措置)**

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成 11 年7月 16 日法律第 102 号) 抄

**(施行期日)**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第 10 条第1項及び第5項、第 14 条第3項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

第 30 条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

**(施行期日)**

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成 13 年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 995 条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条第2項、第 1326 条第2項及び第 1344 条の規定 公布の日

## 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年9月4日法律第 64 号  
最終改正 令和 元年6月5日法律第 24 号

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 基本方針等

#### （基本方針）

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
    - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
  - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第2節 一般事業主行動計画等

#### (一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 計画期間
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
    - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
  - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
  - 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合

するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

- 第 10 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第 14 条第 1 項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

#### (基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (特例認定一般事業主の特例等)

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

#### (特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

#### (特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- (2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第 37 条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
  - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
  - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

- 第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

- 第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 計画期間
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
    - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
  - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

#### (職業指導等の措置等)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

#### (啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

### (秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (協議会の定める事項)

第 29 条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

### (公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第 20 条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (権限の委任)

第 32 条 第8条、第9条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

### (政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第 34 条 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 41 条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 22 条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 37 条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条第2項(第 14 条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 50 条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 50 条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 51 条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第 28 条を除く。)及び第6章(第 30 条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成 28 年4月1日から施行する。

### (この法律の失効)

第2条 この法律は、平成 38 年3月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

**(政令への委任)**

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 29 年3月 31 日法律第 14 号) 抄

**(施行期日)**

第1条 この法律は、平成 29 年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第 64 条の次に1条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日
- (2)・(3) 略
- (4) 第2条中雇用保険法第 10 条の4第2項、第 58 条第1項、第 60 条の2第4項、第 76 条第2項及び第 79 条の2並びに附則第 11 条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第 53 条第5項及び第6項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 10 条第 10 項第5号の改正規定、附則第 14 条第2項及び第 17 条の規定、附則第 18 条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 38 条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)第 30 条第1項の表第4条第8項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第1項及び第 51 条の項及び第 48 条の3及び第 48 条の4第1項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成 30 年1月1日

**(罰則に関する経過措置)**

第 34 条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第 24 号) 抄

**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

**(罰則に関する経過措置)**

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成 13 年 4 月 1 日法律第 31 号  
最終改正 令和 元年 6 月 26 日法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （定義）

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

- 第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

##### （基本方針）

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- （1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- （2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- （3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県基本計画等）

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- （2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- （3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
    - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
  - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

### (警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第4章 保護命令

#### (保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
    - (1) 申立人の住所又は居所の所在地
    - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情
  - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
  - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
  - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
  - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
  - 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

#### (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第5章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

### (この法律の準用)

第 28 条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第 28 条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第1項から第4項まで、 第 11 条第2項第2号、第 12 条 第1項第1号から第4号まで及 び第 18 条第1項	配偶者	第 28 条の2に規定する関係にある相手
第 10 条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第1項(第 18 条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の2において読み替えて準用する第 12 条第1項(第 28 条の2において準用する第 18 条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

第2条 平成 14 年3月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第1項第4号並びに第 14 条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 16 年6月2日法律第 64 号）

**（施行期日）**

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第 18 条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

**（検討）**

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 19 年7月 11 日法律第 113 号）抄

**（施行期日）**

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年7月3日法律第 72 号）抄

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成 26 年4月 23 日法律第 28 号）抄

**（施行期日）**

第1条 この法律は、平成 27 年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定  
平成 26 年 10 月1日

附 則（令和元年6月 26 日法律第 46 号）抄

**（施行期日）**

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

**（その他の経過措置の政令への委任）**

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討等）**

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 4 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布  
広島県条例第42号

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
  - 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
  - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
  - 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

#### (県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

### (基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

### (県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

### (苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

### (調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### (年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

### (男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

## 第3章 広島県男女共同参画審議会

### (広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

### (組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則(平成17年7月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 府中町ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議設置要綱

平成 19 年6月 12 日訓令第 22 号  
改正 平成 21 年3月 31 日訓令第 18 号  
改正 平成 25 年3月 27 日訓令第 13 号  
改正 平成 27 年1月 14 日訓令第 2 号  
改正 平成 31 年3月 29 日訓令第 12 号

### (目的及び設置)

第1条 府中町におけるドメスティック・バイオレンス(配偶者・パートナー等からの暴力をいう。以下同じ。)関係機関相互の連携を図り、ドメスティック・バイオレンスの防止から被害者への適切な支援の取組みを推進するため、府中町ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### (所掌事項等)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)の防止に関する関係機関の連携及び協力体制の整備及び検討
- (2) DVに関する情報交換
- (3) DVに関する事例検討
- (4) その他DVの防止に関し必要な事項

### (構成)

第3条 連絡会議の構成員は、次の表の関係機関に所属する者とする。

関係機関
広島法務局、広島県西部子ども家庭センター女性相談課、広島東警察署、広島人権擁護委員協議会、府中町福祉保健部子育て支援課、府中町福祉保健部福祉課、府中町福祉保健部高齢介護課、府中町福祉保健部健康推進課、府中町町民生活部住民課、府中町町民生活部自治振興課人権推進室、府中町教育委員会学校教育課

2 連絡会議の趣旨に賛同する機関は、連絡会議の承認により連絡会議に参加することができる。

### (会議)

第4条 連絡会議は、府中町福祉保健部子育て支援課長が必要に応じて招集し、その運営を行う。

### (会議の公開)

第5条 連絡会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報に関する協議の場合は、非公開とする。

### (守秘義務)

第6条 連絡会議に出席する者は、会議において知り得た個人情報全て、これを他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課が行う。

#### 附 則

この訓令は、平成 19 年6月 12 日から施行する。

附 則(平成 21 年3月 31 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 21 年4月 1日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 27 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 25 年4月 1日から施行する。

附 則(平成 27 年1月 14 日訓令第2号)

この訓令は、平成 27 年1月 14 日から施行する。

附 則(平成 31 年3月 29 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 31 年4月 1日から施行する。

## 5 用語解説

用語	解説	掲載ページ
あ行		
IoT(アイオーティー)	Internet of Thingsの略。日本語では「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマートフォン等の情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品等の「モノ」をつなげることにより、機器の遠隔操作等の多様な付加価値を生む技術のこと。	1
育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るとともに、職業生活と家庭生活との両立への支援を通じてその福祉の増進を図り、併せて経済及び社会の発展に資することを目的として、平成3(1991)年5月に「育児休業法」として公布され、平成7(1995)年6月に「育児・介護休業法」として改正された法律。育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇、介護休暇、育児や介護を行っている労働者に対する所定外労働、時間外労働及び深夜業を制限する制度や育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務等が規定されている。	26、62、66
AI(エーアイ)	Artificial Intelligence(人工知能)の略。コンピュータが大量・多様なデータを分析し、推論や判断、学習等、人間の脳にしかできなかったような高度で知的な作業を、プログラムなどの人工的なシステムにより行えるようにした技術のこと。	1
M字カーブ	日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半が高くなり、結婚・出産期に当たる30歳代が低くなって、育児が落ち着いた40歳代後半が再び高くなって、アルファベットのMのような形になること。	14
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。	20、44
SDGs(エスディーゼズ)	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。	1、4
エソール広島	広島県女性総合センターの愛称。平成元(1989)年に広島県の女性の地位向上と社会参画活動の拠点施設として建設された。「エソール」はフランス語で「飛躍・発展」を意味する。公益財団法人広島県男女共同参画財団の管理運営により「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の5部門を柱とする事業を実施している。	20、25
LGBT(エルジーピーティー)	同性を好きになる女性(Lesbian:レズビアン)、同性を好きになる男性(Gay:ゲイ)、両性を好きになる人(Bisexual:バイセクシュアル)、生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人(Transgender:トランスジェンダー)の頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つである。最近では、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI(ソジ)」と表現されることも多い。	29、32、39、54

用語	解説	掲載ページ
か行		
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。	20、38
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	2、19、23
さ行		
ジェンダー	生まれつきの生物学的性別(sex:セックス)に対して、社会的・文化的につくられる性別。「男性だから、女性だから」と枕詞がついて、「こうあるべき」というような、社会通念や過去からの慣習による性別の差をいう。	1、3、4、23、34、37、38
(女性活躍推進法に基づく)一般事業主行動計画	企業等が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。令和4(2022)年4月1日から、策定・届出・公表・周知義務が、常時雇用する労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大される。	5、26、40、41、61、62、63
女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とし、平成27(2015)年に制定された。(P60 参照)	1、5、7、24、26、35、41、60
ストーカー行為	特定の人に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の人やその家族等に対して、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ等を反復して行うこと。	44
性自認(Gender Identity)	自己の性別についての認識。生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と、性自認が一致しない人をトランスジェンダーといい、一致する人をシスジェンダーという。トランスジェンダーは、生物学的な性が男性で性自認が女性、生物学的な性が女性で性自認が男性といった場合がある。	6、35、39
性的指向(Sexual Orientation)	恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするか、をいう。自身と異なる性別の人を好きになる人(男性が女性を好きになること、女性が男性を好きになること)、自分と同じ性別の人を好きになる人(男性が男性を好きになること、女性が女性を好きになること)、相手の性別を意識せずにその人を好きになる人などがいる。また、誰にも恋愛感情や性的な感情をもたない人もいる。	6、35、39
性的マイノリティ	性的指向(恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするかを示す概念)や性自認(自己の性別についての認識を示す概念)において少数である人を指す。	28、29、39、54
性被害ワンストップセンターひろしま	性被害に遭われた人に対して、電話・面接による相談対応及び医療・法律等の専門支援機関の紹介を行い、心身の負担の軽減及び健康の回復を図ることを目的として広島県が設置する相談窓口のこと。	44
セクシュアルハラスメント	職場や学校などの関係者の間で、相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の就業環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなど、様々な形態のものが含まれる。職場でのセクシュアルハラスメントは、労働者の意に反する性的な言動への対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることであり、同性に対するものも含むとされている。事業主は、セクシュアルハラスメントの防止や対応についての責任がある。	23、28、32、40、46

用語	解説	掲載ページ
た行		
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。	2、4、6、7、18、19、20、21、26、29、34、35、36、37、41、43、47、50、56、57、58、75
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関して、基本的理念と基本的な施策の枠組を定め、社会のあらゆる分野において国、地方公共団体及び国民の取組を総合的に推進することを目的として、平成11(1999)年6月に公布された法律のこと。(P56 参照)	1、2、4、7、56、60
男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた法律。また、上司・同僚からの職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置を講じることが事業主に義務付けられている。	26、33
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント・介護予防ケアマネジメントの四つの事業を地域で一体的に実施する役割を担う介護保険法で定められた地域の中核機関。市町又は社会福祉法人などの市町が委託を受けた法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事している。	22、45
デートDV	交際相手との間で起きる暴力等のこと。殴る蹴るなどの身体的暴力、大声で怒鳴る、無視をする、脅すなど相手の心を傷つける精神的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力、交友関係や行動をしばるなどの社会的隔離等様々な形の暴力を含む。	35、44、46
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振られる暴力のこと。身体的暴力(殴る・凶器を用いた脅し)、精神的暴力(暴言・無視)、経済的な制限(生活費をわたさない・仕事の制限)、性的な暴力(性行為や中絶の強要)などの行為がある。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(事実婚)や生活の本拠を共にする交際相手を含んでおり、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等も含まれる。	1、22、26、28、29、35、36、44、45、46、77
DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために平成13(2001)年4月に公布された法律のこと。 DV防止法により、県に対し「配偶者暴力相談支援センター」の設置や基本計画の策定が義務付けられ(※市町村は努力義務)、被害者の保護や、裁判所による保護命令が定められた。(P67 参照)	5、7、22、35、67
テレワーク	ICT(Information and Communication Technology (情報通信技術)の略)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。	1、32

用語	解説	掲載ページ
は行		
配偶者暴力相談支援センター	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設。都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしており、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めることとなっている。</p> <p>広島県内では、広島県こども家庭センター（西部、東部、北部）、広島市配偶者暴力相談支援センター、東広島市配偶者暴力相談支援センター、安芸太田町親子相談支援センターがその機能を果たす施設となっている。（令和3（2021）年7月19日現在）</p>	22、68、69、70、71、73
パートナーシップ宣誓制度	<p>自治体が性的マイノリティに対して、独自に定める制度。自治体によって内容は異なる。広島県内の制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が互いに人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、自治体が発行する受領証及び受領カードを交付するというものが多い。</p>	49
パブリックコメント	<p>意見公募手続。行政機関が政策の立案や実施等を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組みのこと。</p>	8、49
パワーハラスメント（パワハラ）	<p>職場や学校などにおいて、優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、業務の適正な範囲を超えて行われること、身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害することのいずれの要素を満たすものを職場のパワーハラスメントの概念とした。例として、上司が部下に対して行う「身体的な攻撃」、上司が部下に対して行う人格を否定する発言のような「精神的な攻撃」、自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外すなどの「人間関係からの切り離し」、上司が部下に対して、長期間にわたり勤務に直接関係のない作業を命ずるなどの「過大な要求」、上司が管理職である部下に対して、誰でも遂行可能な受付業務を行わせる「過小な要求」、思想・信条を理由とし、集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の従業員に接触しないよう働きかけたり、私物の写真撮影をしたりする「個の侵害」の6つの行為類型が考えられる。事業主には、パワーハラスメントの防止や対応についての責任がある。</p>	23、32、40
フィルタリング	<p>有害サイトアクセス制限サービス。青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。</p>	20、46
婦人相談所	<p>社会生活を営む上で、困難な問題を抱える女性からの相談を受ける公的施設。当初は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置され、売春を行うおそれのある女性の相談、指導、一時保護等を行う施設だったが、現在では婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じている。平成13（2001）年4月に成立したDV防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられた。なお、配偶者暴力相談支援センターが行う業務のうち一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなる。</p>	68、72、73
フレキシブルな働き方	<p>働く時間や場所に捉われない働き方のこと。働く場所を選ばない「テレワーク」や、勤務時間が調整できる「フレックス制度」などがある。</p>	31

用語	解説	掲載ページ
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	固定的な性別による不平等な社会の構造や雇用環境などを、国や自治体、企業が政策や計画などと積極的に推進し解消していく取り組み。例として、審議会委員や管理職の女性割合に目標値を決め推進する、女性が育休後に仕事復帰しやすい環境づくりや男性が育児参加しやすい施策の推進などをいう。	32、33
ま行		
マタニティハラスメント(マタハラ)	妊娠中や出産・産後の女性労働者や子どもを持つ労働者の育児休業等を理由として、解雇、雇い止め、退職、正社員を非正規社員とするなどの契約内容変更の強要、降格、減給等の不利益な取扱いを行うこと。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されている。	32、40
見える化	基本になる情報、データを示すことで、現場の人が自ら気づき、問題意識を高め、自ら改善する努力をすること。顧客のニーズのように、本来見えないものをグラフで表現するなど、見たい人が見たい時に見られる状態にすることの意味を持つ「可視化」とは区別される。	37
面前DV	子ども(18歳未満)の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止法の平成16(2004)年改正で、心理的虐待の一つと認定された。DVを見聞きして育つ子どもは、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症することが少なくない。	22、29



府中町

---

## 府中町第4次男女共同参画プラン

---

発行年月／令和4(2022)年3月

発行／府中町 町民生活部 自治振興課 人権推進室

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL(082)286-3165 FAX(082)284-7111

ホームページ:<http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>